資料4

第３期黒部市子ども・子育て支援事業計画

令和７（2025）年度～令和11（2029）年度

※前回から修正した主な箇所には下線を入れております。

目次

第１章　　計画策定に当たって

１　計画策定の趣旨 1
２　計画の位置付け 2
３　計画の期間 3

第２章　黒部市の現状

１　人口等の状況 7
２　教育・保育の状況 11
３　その他のこども・子育て支援の状況 18
４　こども・子育てに関するアンケート調査（抜粋） 22

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念 31
２　計画の体系 32
３　教育・保育提供区域の設定 33
４　教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算定 34

第４章　施策の展開

基本目標１　子育て支援サービスの充実 37
基本目標２　安心して出産・子育てができる健康づくりの推進 58
基本目標３　こどもの健やかな成長を支える地域社会の実現 64
基本目標４　こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 72
基本目標５　安全かつ安心して子育てができる生活環境の整備 80

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制 89
２　関係機関との連携強化 89
３　進捗状況の管理 89

資料編

１　黒部市子ども・子育て会議 委員名簿 93
２　黒部市子ども・子育て会議 設置要綱 94

ライフステージ（こどもの年齢等）による事業一覧表

注：ライフステージ（こどもの年齢等）別に、事業の対象となる場合は網掛けとなっていますが、月齢や年齢・学年等によっては対象とならない場合があります。

	事業名	ライフステージ（こどもの年齢等）							保護者	一般その他	掲載ページ
		妊娠出生	0歳	1・2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生			
基本目標１　子育て支援サービスの充実											
１-１　幼児教育・保育サービスの充実											
1	保育所・認定こども園・幼稚園事業		■	■	■						P38
１-２　「地域子ども・子育て支援事業」の充実											
2	利用者支援事業（こども家庭センター型）	■	■	■	■	■	■	■	■		P40
3	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	■							■		P41
4	延長保育事業		■	■	■						P41
5	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）					■					P42
6	子育て短期支援事業		■	■	■	■	■	■			P48
7	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		■						■		P49
8	養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	■	■	■	■	■	■	■	■		P49
9	地域子育て支援拠点事業	■	■	■	■				■		P50
10	一時預かり事業		■	■	■						P51
11	病児保育事業			■	■	■					P52
12	ファミリー・サポート・センター事業		■	■	■	■					P52
13	妊婦健康診査	■									P53
14	子育て世帯訪問支援事業	■							■		P53
15	産後ケア事業	■	■								P54
16	親子関係形成支援事業		■	■	■	■			■		P54
17	児童育成支援拠点事業					■			■		P55
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		■	■							P55
１-３　障がい児施策の充実											
①障がい児支援サービスの充実											
19	児童発達支援		■	■	■						P56
20	居宅訪問型児童発達支援		■	■	■	■	■	■			P56
21	保育所等訪問支援事業		■	■	■	■	■	■			P56
22	保育所・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ等における障がい児支援の充実		■	■	■	■					P56
23	医療的ケア児の受入体制の整備		■	■	■	■	■	■			P57
24	放課後等デイサービス					■	■	■			P57

	事業名	ライフステージ（こどもの年齢等）							保護者	一般その他	掲載ページ
		妊娠出生	0歳	1・2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生			
基本目標２　安心して出産・子育てができる健康づくりの推進											
２-１　こどもや母親の健康づくりの充実											
①乳幼児健診、新生児訪問、保健指導等の充実											
25	母子健康手帳の交付	■									P59
26	妊婦歯科健診の実施	■									P59
27	産婦健康診査の実施	■									P59
28	妊産婦及び新生児訪問指導の実施	■	■								P59
29	乳幼児健康診査の実施		■	■	■				■		P59
30	乳幼児訪問指導の実施		■	■	■				■		P60
31	地域の宝誕生祝訪問事業		■						■		P60
32	予防接種の実施		■	■	■	■	■	■			P60
33	個別相談の実施		■	■	■				■		P60
34	むし歯予防フッ化物塗布			■	■				■		P60
②妊娠期から継続した支援体制の整備											
35	妊産婦メンタルヘルス支援の実施	■	■	■	■				■		P60
36	パパママ教室	■							■	■	P60
37	マイ保育園事業	■	■	■	■				■		P60
38	幼児健診事後フォロー教室の開催			■	■				■		P61
③母子保健推進員活動											
39	母子保健推進員活動	■	■	■	■				■		P61
２-２　小児医療等の充実											
①小児医療の充実											
40	妊産婦医療費・こども医療費助成事業	■	■	■	■	■	■	■			P61
41	小児救急医療の充実		■	■	■	■	■				P61
42	医療的ケア児の支援に向けた小児医療・在宅医療の充実		■	■	■	■	■	■			P62
②不妊治療の推進											
43	不妊治療費の助成									■	P62
③不育症治療の推進											
44	不育症治療費助成事業									■	P62
２-３　食育の推進											
①発達の段階に応じた食育の推進											
45	離乳食指導		■						■		P62
46	幼児期からの食育の推進			■	■	■	■		■		P63
47	学校訪問事業				■	■	■				P63

事業名		ライフステージ（こどもの年齢等）							保護者	一般その他	掲載ページ
		妊娠出生	0歳	1・2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生			
48	地場産学校給食の日				■	■	■				P63
基本目標３　こどもの健やかな成長を支える地域社会の実現											
３-１　こどもの最善の利益とこどもの意見を尊重した支援の推進											
①虐待防止ネットワークの強化											
49	児童委員による児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	■	■	■	■	■	■	■	■		P65
50	要保護児童連絡協議会の体制強化									■	P65
②要保護児童への対応											
51	要保護児童の意見を尊重した支援の推進		■	■	■	■	■	■			P65
③在宅支援の充実											
52	在宅支援の充実		■	■	■	■	■	■	■		P66
３-２　ひとり親家庭等の自立支援の推進											
①相談体制の充実や情報提供											
53	相談体制の充実や情報提供		■	■	■	■	■	■	■		P66
54	子育て支援ネットワーク事業									■	P66
②就業促進のための支援											
55	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業								■		P67
③ひとり親家庭への経済的支援											
56	ひとり親家庭等小学校入学・中学校卒業祝品支給事業					■	■		■		P67
57	ひとり親家庭等無料学習支援事業					■	■		■		P67
58	ひとり親家庭子育てサポート事業（放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター）利用料助成事業								■		P67
３-３　子育て支援のネットワークづくり											
①地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成											
59	不登校・ひきこもり支援ネットワークの形成					■	■	■	■		P68
54再掲	子育て支援ネットワーク事業									■	P68
60	保育の出前事業									■	P68
②子育てに関する広報の充実											
61	子育て情報発信事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	P68
３-４　地域子育て交流事業											
①地域子育て世代間交流の推進											
62	子育てシニアサポーター事業		■	■	■					■	P69
②子育て相談の推進											
63	幼稚園・保育所等の開放によるピアサポート活動の推進		■	■	■				■		P69
３-５　多様な子育て支援の充実											
①地域における子育て支援											
64	ボランティア団体による絵本の読み聞かせ会の推進		■	■	■				■		P70

事業名		ライフステージ（こどもの年齢等）							保護者	一般その他	掲載ページ
		妊娠出生	0歳	1・2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生			
65	身近な地域における保育施設等の充実									■	P70
②三世代同居・近居の促進、孫守り世帯への支援											
66	三世代ハッピーホームサポート事業		■	■	■	■	■		■	■	P70
67	孫とおでかけ支援事業		■	■	■	■	■	■		■	P70
③誕生祝金等による育成支援											
68	妊婦のための支援給付	■									P70
69	すこやかくろべっ子誕生お祝い事業		■						■		P70
3-6　仕事と子育ての両立の推進											
①仕事と子育ての両立支援の推進											
70	働きやすい職場づくり推進事業奨励金									■	P71
71	男性の育児休業取得促進事業補助金									■	P71
72	男女共同参画社会の実現に向けた啓発									■	P71
73	企業における両立支援制度の啓発									■	P71
基本目標４　こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備											
4-1　こどもの生きる力の育成											
①豊かな心の育成											
74	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進					■	■		■	■	P73
75	ふるさとキャリア教育の実施					■	■				P73
76	社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業						■				P73
77	スクールミーティング						■				P73
59再掲	不登校・ひきこもり支援ネットワークの形成					■	■	■	■		P74
78	教育支援センター設置事業					■	■		■		P74
79	校内教育支援センター設置事業					■					P74
80	スクールカウンセラー活用事業					■	■		■		P74
81	情報リテラシー教育、情報モラル教育の実施					■	■		■		P74
82	こどもたちを有害環境から守るための取組の推進									■	P74
83	さわやか運動の実施					■	■	■	■	■	P74
84	善行青少年の表彰					■	■				P74
85	少年少女活動実践意見発表大会の実施					■	■				P74
86	青少年育成市民啓発事業									■	P74
87	こどもの成長に役立つ図書館活動の推進		■	■	■	■					P75
②健やかな身体の育成											
88	様々なスポーツ体験の提供と幼少期からの体力づくりの推進				■	■					P75
89	少年少女スポーツ育成事業					■	■				P75

事業名		ライフステージ（こどもの年齢等）							保護者	一般その他	掲載ページ
		妊娠出生	0歳	1・2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生			
③国際交流の推進											
90	国際交流員の派遣			■	■						P75
91	姉妹都市交流研修事業						■				P75
92	国際友好都市マラソン大会派遣事業						■				P75
4-2　学校施設の環境整備											
①安全で豊かな学校施設の整備											
93	多様な学習形態に対応した安全で安心な学校施設の整備					■	■			■	P76
4-3　幼稚園等と小学校との連携											
①幼児教育と小学校教育の円滑な接続											
94	幼保小の協働による架け橋期の教育の充実				■	■					P76
4-4　放課後や週末等の児童の居場所づくりの推進											
①放課後や週末等のこどもの居場所づくりの推進											
95	児童センター事業		■	■	■	■			■		P77
96	こども食堂等の活動支援		■	■	■	■	■	■	■	■	P77
97	放課後児童クラブと放課後子ども教室等との事業連携の推進					■					P77
98	とやまっ子さんさん広場推進事業					■					P77
99	放課後児童クラブ支援員サポート事業									■	P77
②様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組											
100	外遊びを通じた心身の健やかな育成			■	■	■					P78
101	放課後子ども教室の開催					■					P78
102	児童クラブ活動の推進					■					P78
103	ボランティア団体等と連携した子育て支援の充実									■	P78
4-5　次代の親の育成											
①こどもを産み育てることの意義に関する教育等											
104	乳幼児ふれあい体験					■	■	■	■	■	P79
②結婚を希望する男女の出会いの支援											
105	独身男女出会いサポート事業									■	P79
基本目標５　安全かつ安心して子育てができる生活環境の整備											
5-1　こどもの交通安全の確保											
①交通安全意識の啓発											
106	交通安全意識の啓発									■	P81
107	交通安全教育指導者の育成									■	P81
5-2　こどもを犯罪等の被害から守る											
①犯罪等に関する情報提供の推進											
108	犯罪・不審者情報等に関する情報の配信・共有の推進									■	P81

事業名		ライフステージ（こどもの年齢等）							保護者	一般その他	掲載ページ
		妊娠出生	0歳	1・2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生			
②犯罪・事故等の被害からこどもを守るための取組の推進											
109	防犯ブザーの配布と安全パトロール隊の活動支援					■	■				P82
110	自主防犯組織の育成									■	P82
111	こども 110 番の家の周知・拡充									■	P82
112	防犯灯の設置									■	P82
113	防犯カメラの設置									■	P82
③犯罪等の被害に遭ったこどもの保護の推進											
114	犯罪等の被害に遭ったこどもの保護の推進		■	■	■	■	■	■	■	■	P82
5-3　安全な道路交通環境の整備											
①安全な通学路の整備											
115	通学道路の優先改良工事									■	P83
②踏切の安全確保											
116	遮断機のない踏切の解消									■	P83
③冬期間の除雪対策											
117	冬期間の除雪対策									■	P83
5-4　ユニバーサルデザインのまちづくり											
①公共施設のバリアフリー化推進											
118	歩道等のバリアフリー化									■	P84
119	子育て世代に優しい公共施設等の環境整備									■	P84
5-5　公園の整備											
①公園整備の促進											
120	安全で快適な公園の整備									■	P85
121	地域住民の参加による公園管理									■	P85
122	災害時の避難所機能を備えた公園の整備・活用									■	P85
5-6　良質な住宅の確保											
①ファミリー向け賃貸住宅の供給支援											
123	住宅確保に関する情報提供									■	P86
124	移住促進賃貸住宅居住支援補助								■	■	P86

第１章　　計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国は、本格的な人口減少時代に突入し、労働力人口の減少による地域経済の縮小、地域活動の担い手の不足、地域の福祉力の低下、社会保障費の増大など、社会経済、地方財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

また、こどもとその家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、親となる世代の兄弟姉妹の減少等の影響により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、「人」と「人」、「人」と「地域」のつながりを創出し、こどもの健やかな成長を社会全体で支援していくことが重要な課題となっています。

このような中、国では、こどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向け、令和５（2023）年４月にこどもとその家庭の福祉の増進及び保健の向上、こどもの健やかな成長及び子育ての支援並びにこどもの権利利益の擁護を行うために「こども家庭庁」を発足すると同時に「こども基本法」を施行させ、こども施策を総合的に推進する体制を整備しています。

さらに、同年 12 月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしています。

本市では、平成 27（2015）年３月に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」と子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一本化した「第１期黒部市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもを安心して産み育て、子育てに喜びを感じることができる環境を整備するため、多岐にわたる子育て支援施策を着実に推進してきました。

また、令和６（2024）年４月には、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目のない包括的な支援を提供する体制を整備したところです。

この度、第２期子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和６（2024）年度末をもって満了を迎えることから、本市の子育て環境を取り巻く現状と課題を整理するとともに、これまで取り組んできた施策の進捗状況及び成果を踏まえ、更なる子育て環境の充実を図るため、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度を計画期間とする「第３期黒部市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

２ 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づき、国の基本指針に即して策定する「市町村版子ども・子育て支援事業計画」であり、また、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」でもあり、一体的なものとして策定しています。

また、こども・子育て支援施策を総合的に実施するため、本市の最上位計画である「第２次黒部市総合振興計画後期基本計画」や「第４次黒部市地域福祉計画」、「黒部市障がい者計画」等の関連する個別計画との連携や整合性を図っています。なお、本市の「第２次黒部市総合振興計画後期基本計画」では、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、令和 12（2030）年までに、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標として提唱された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の考え方に基づき、まちづくりを推進しています。本計画においても関連するＳＤＧｓの目標の推進を図ります。

第２次黒部市総合振興計画後期基本計画

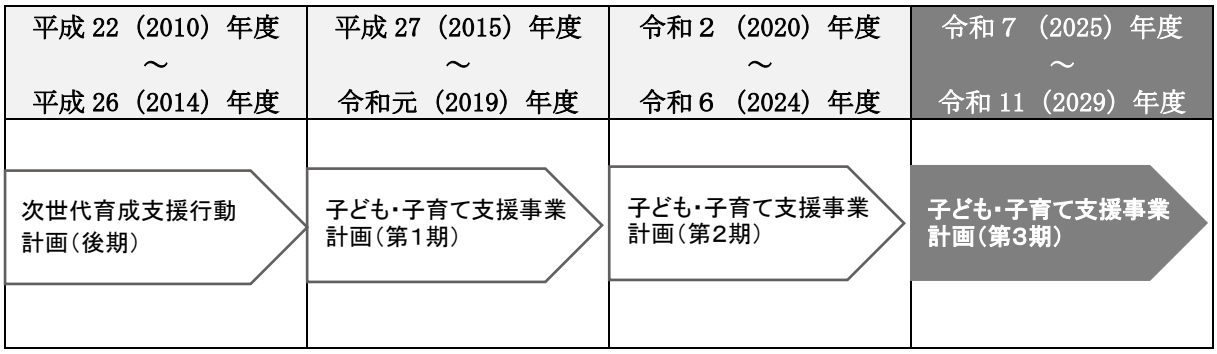
第3期　黒部市子ども･子育て支援事業計画
令和７（2025）年度～令和 11（2029）年度

他の関連計画
・黒部市地域福祉計画
・黒部市障がい者計画　　等

ＳＤＧｓロゴと17の目標	
本計画に関連する目標	

３ 計画の期間

本計画の期間は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間とします。ただし、計画期間中であっても大幅な制度改正等による社会情勢の変化等がある場合は、必要に応じて適宜見直しを図ります。



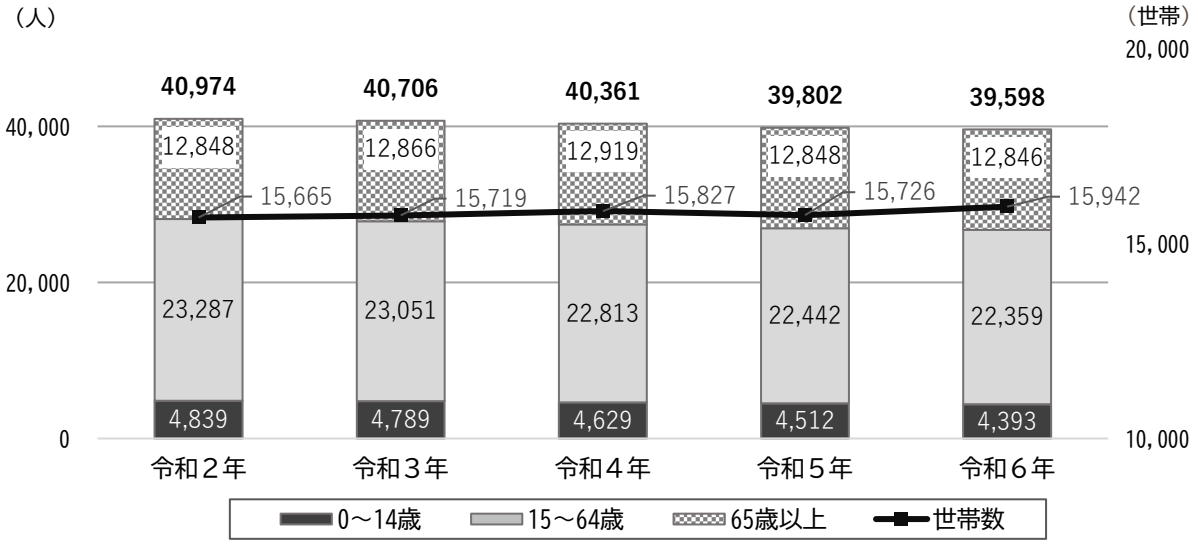
第２章　　黒部市の現状

1 人口等の状況

（１）人口と世帯数の推移

本市の住民基本台帳上の人口と世帯数は、令和６（2024）年３月 31 日現在で 15,942 世帯 39,598 人であり、緩やかに世帯数の増加と人口減少が続いています。年齢３区分別の人口推移をみると、「65 歳以上」は令和４（2022）年をピークに維持・微減に転じているほか、「０～14 歳」の減少も続いているため、本格的な人口減少時代に入っています。

■年齢３区分人口と世帯数の推移

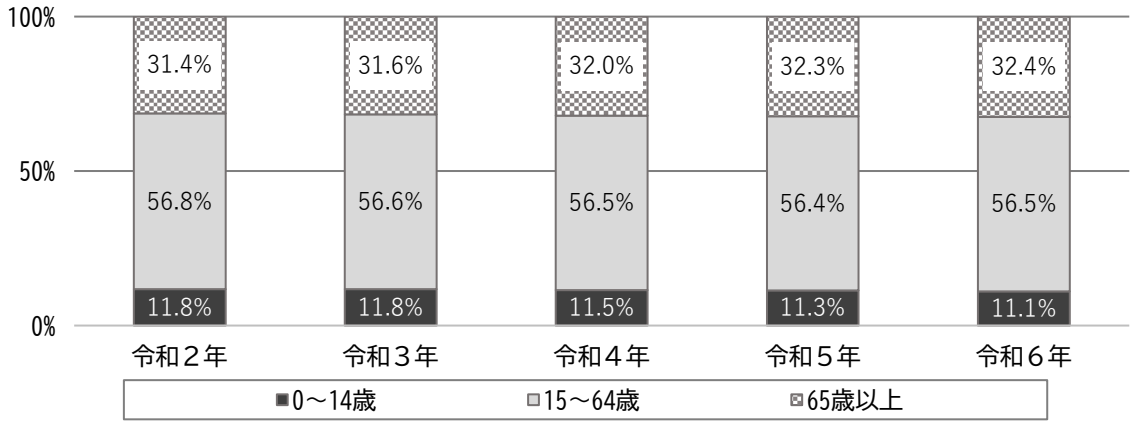


資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

（２）人口構成割合の推移

年齢３区分別の人口構成割合は、「0～14 歳」が減少傾向にあり、「65 歳以上」は増加傾向が続いています。近年では、その増減幅が比較的緩やかに推移しています。

■年齢３区分別人口構成割合の推移



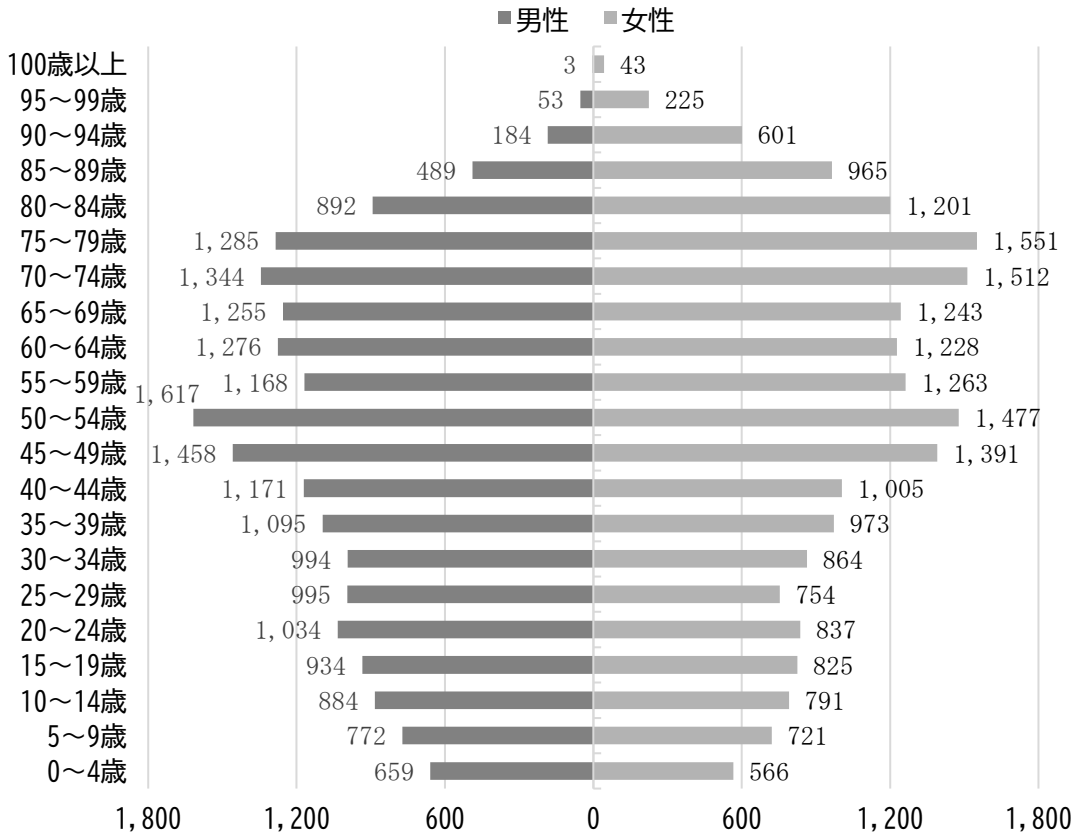
資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

（３）男女別年代別の人口構成

令和６（2024）年３月末現在の男女別年代別の人口構成は、団塊世代と呼ばれる「70～74 歳」、「75～79 歳」と団塊ジュニア世代と呼ばれる「45～49 歳」、「50～54 歳」が多くなっています。

40 歳未満の人口が減少傾向にあるため、今後も少子化が進行すると見込まれます。

■男女別年代別の人口構成

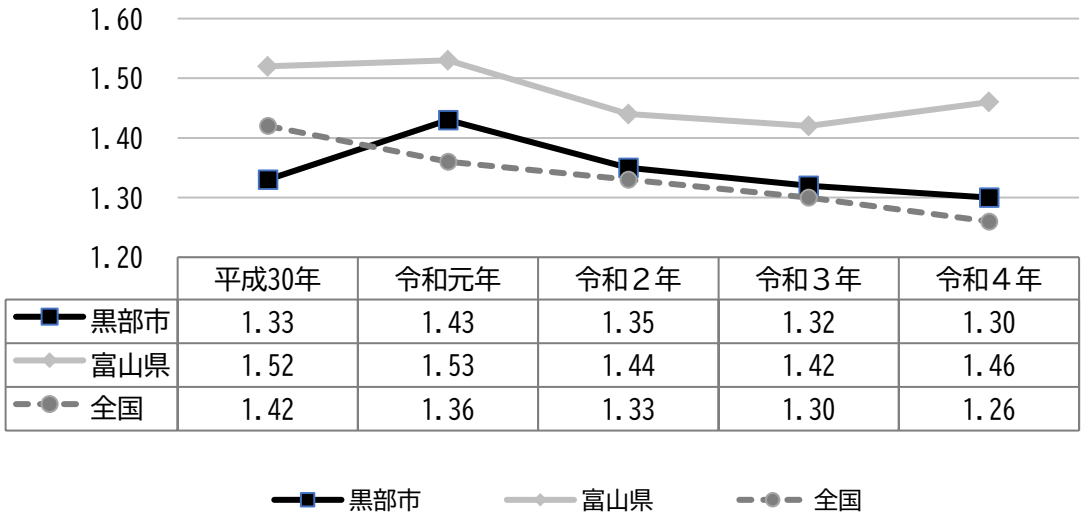


資料：住民基本台帳（令和６年３月 31 日現在）

（４）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（１人の女性が一生に産むこどもの数）は、富山県平均を下回っています。近年は、おおむね全国平均と同水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



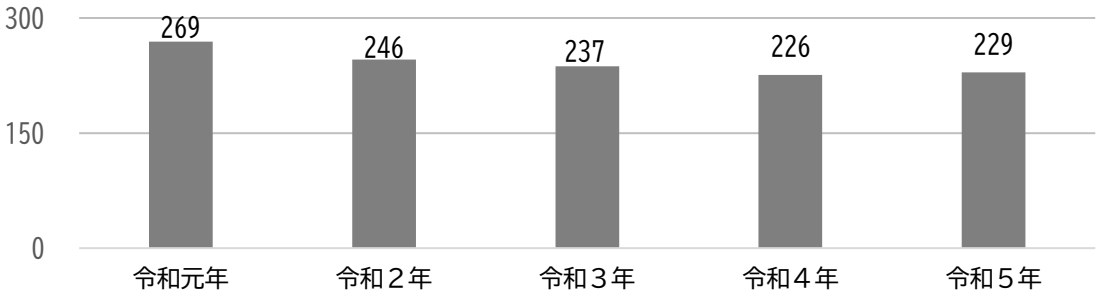
	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
黒部市	1.33	1.43	1.35	1.32	1.30
富山県	1.52	1.53	1.44	1.42	1.46
全国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

資料：保健統計くろべ

（５）出生数

出生数の推移をみると、緩やかな減少傾向にあります。

■出生数の推移

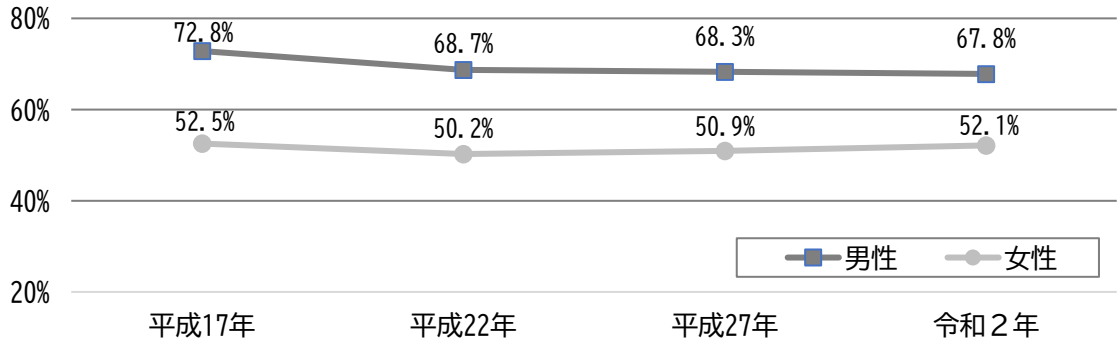


資料：人口動態統計

（６）就業率

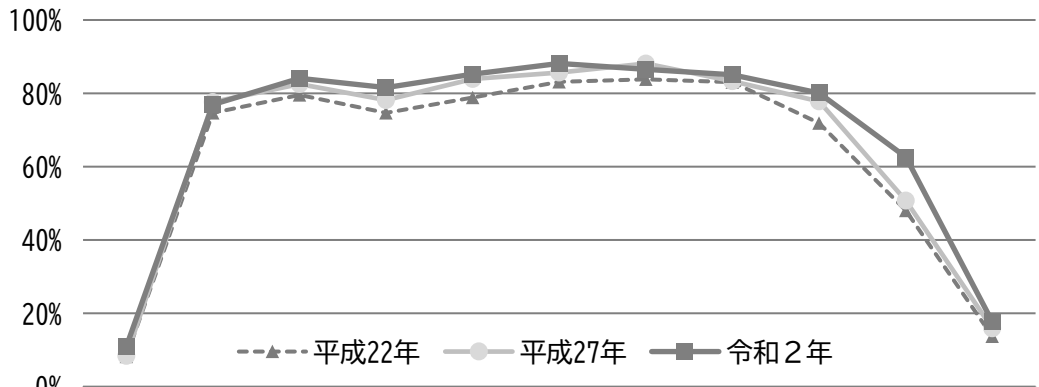
本市の男女別就業率は、男性の就業率が維持・微減傾向にある一方で、女性の就業率は増加しています。女性の年代別就業率の推移では、「30～34 歳」の就業率が一時的に減少し、「35～39 歳」から再び増加する傾向が続いています。近年では「30～34 歳」の就業率が増加しており、就業率の一時的な落ち込みは減少する傾向にあります。また、直近の国勢調査結果（令和２（2020）年）では「60～64 歳」の就業率が顕著に伸びており、60 歳以上の働く女性が増加しています。

■男女別就業率の推移



資料：国勢調査

■女性の年代別就業率



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成22年	8.3%	74.7%	79.6%	74.6%	78.8%	83.1%	83.8%	83.0%	71.9%	48.1%	13.7%
平成27年	8.4%	77.7%	82.5%	78.1%	83.9%	85.7%	88.1%	83.3%	77.8%	50.7%	15.9%
令和２年	11.0%	76.9%	84.1%	81.6%	85.2%	88.2%	86.6%	85.1%	80.1%	62.6%	17.7%

資料：国勢調査

2 教育･保育の状況

（１）児童数の推移

児童数（０～11 歳）の推移をみると、令和２（2020）年には 3,783 人でしたが、令和６（2024）年には 3,359 人と減少しています。０歳児人口も減少傾向にあり、今後も児童数は減少することが予測されます。

■児童数の推移　　**（単位：人）**

年齢	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	増　減 （令和６年-令和２年）
０歳児	250	261	224	236	216	△ 34
１歳児	271	255	268	228	241	△ 30
２歳児	289	279	252	260	239	△ 50
３歳児	288	283	272	263	264	△ 24
４歳児	294	291	278	272	265	△ 29
５歳児	343	291	292	275	276	△ 67
６歳（小１）	309	353	286	299	276	△ 33
７歳（小２）	328	312	352	289	297	△ 31
８歳（小３）	321	332	309	351	292	△ 29
９歳（小４）	356	318	330	310	352	△ 4
10 歳（小５）	365	358	317	326	311	△ 54
11 歳（小６）	369	366	351	319	330	△ 39
合計	3,783	3,699	3,531	3,428	3,359	△ 424

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

（２）保育所の状況

令和６（2024）年４月１日現在の保育所数は、公立保育所６か所、私立保育所４か所となっています。令和４（2022）年には、公立保育所１か所、民間保育所２か所が幼保連携型認定こども園に移行したため、保育所数及び入所者数は減少しています。

■保育所の年齢別入所状況（令和６年４月１日現在）　　**（単位：人）**

		０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
公立	村椿保育所	1	8	8	9	11	16	53
	三島保育所	0	18	23	27	23	22	113
	前沢保育所	2	11	3	8	13	4	41
	荻生保育所	2	15	12	18	20	18	85
	若栗保育所	0	4	9	6	13	17	49
	下立保育所	0	0	0	2	4	5	11
	公立保育所　小計	5	56	55	70	84	82	352
私立	黒部愛児保育園	2	18	24	21	22	24	111
	三日市保育所	1	20	23	29	25	30	128
	田家保育所	2	22	21	26	23	28	122
	うらやま保育園	2	9	13	13	16	8	61
	私立保育所　小計	7	69	81	89	86	90	422
保育所　合計		12	125	136	159	170	172	774

資料：こども支援課

■保育所入所者数の推移

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
公立	保育所数（箇所）	9	9	7	7	6
	入所者数（人）	643	592	384	392	352
私立	保育所数（箇所）	5	5	4	4	4
	入所者数（人）	636	618	451	432	422
全体	保育所数（箇所）	14	14	11	11	10
	入所者数（人）	1,279	1,210	835	824	774

資料：こども支援課（各年４月１日現在）

（３）認定こども園の状況

令和４（2022）年度に生地こども園、おおふせ認定こども園、石田こども園の３園が幼保連携型認定こども園に移行し、同一施設内で幼児教育機能と保育機能を一体的に提供できる環境が整備されました。さらに、令和５（2023）年には、ちびっこきらら保育園が地方裁量型認定こども園となり、認定こども園の普及が進んでいます。

■認定こども園の年齢別認定区分別入園状況（令和６年４月１日現在）　（単位：人）

			０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
公立	生地こども園	教育				0	0	1	1
		保育	1	16	11	18	16	13	75
	公立認定こども園　計		1	16	11	18	16	14	76
私立	おおふせ認定こども園	教育				0	0	0	0
		保育	2	27	35	39	31	38	172
		小　計	2	27	35	39	31	38	172
	石田こども園	教育				0	0	2	2
		保育	8	19	15	25	26	20	113
		小　計	8	19	15	25	26	22	115
	ちびっこきらら保育園	教育				0	1	0	1
		保育	1	9	12	13	12	15	62
		小　計	1	9	12	13	13	15	63
	私立認定こども園　計	教育				0	1	2	3
		保育	11	55	62	77	69	73	347
		小　計	11	55	62	77	70	75	350
認定こども園　合計		教育				0	1	3	4
		保育	12	71	73	95	85	86	422
		小　計	12	71	73	95	86	89	426

資料：こども支援課

■認定こども園入園者数の推移

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
公立	認定こども園数（箇所）	0	0	1	1	1
	教　育（人）	－	－	5	7	1
	保　育（人）	－	－	83	68	75
	公立入園者数　計	－	－	88	75	76
私立	認定こども園数（箇所）	0	0	2	3	3
	教　育（人）	－	－	4	6	3
	保　育（人）	－	－	285	335	347
	私立入園者数　計	－	－	289	341	350
合計	認定こども園数（箇所）	0	0	3	4	4
	教　育（人）	－	－	9	13	4
	保　育（人）	－	－	368	403	422
	入園者数　合計	－	－	377	416	426

資料：こども支援課（各年４月１日現在）

（４）幼稚園の状況

幼稚園は、令和４（2022）年度に２園が認定こども園に移行しています。令和６（2024）年５月１日現在では、さくら幼稚園で実施しています。

■幼稚園の年齢別入園状況（令和６年５月１日現在） **（単位：人）**

	３歳	４歳	５歳	合計
さくら幼稚園	8	9	10	27

資料：こども支援課

■幼稚園入園者数の推移 **（単位：人）**

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
生地こども園	3	2	（幼保連携型認定こども園に移行）		
石田こども園	10	8			
さくら幼稚園	48	43	34	24	27
合　　計	61	53	34	24	27

資料：こども支援課（各年５月１日現在）

（５）小学校の状況

令和６（2024）年５月１日現在の小学校の児童数は 1,823 人となっています。

小学校別児童数の推移をみると、比較的横ばいで推移している小学校もありますが、全体では直近４年間で 225 人減少しています。

■市内小学校の学年別児童数（令和６年５月１日現在）　　**（単位：人）**

小学校名	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
生　地	15	22	14	20	28	25	124
たかせ	32	29	20	48	27	37	193
石　田	31	29	19	33	22	26	160
村　椿	13	11	24	20	21	17	106
中　央	67	71	84	76	73	86	457
桜　井	60	74	64	66	74	64	402
荻　生	19	17	25	29	23	24	137
若　栗	19	14	11	19	15	18	96
宇奈月	16	23	21	36	26	26	148
合　計	272	290	282	347	309	323	1,823

資料：学校教育課

■小学校別児童数の推移（各年５月１日現在）　　**（単位：人）**

小学校名	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
生　地	156	149	132	138	124
たかせ	232	231	207	196	193
石　田	210	203	178	171	160
村　椿	115	120	119	109	106
中　央	466	454	462	457	457
桜　井	412	409	395	401	402
荻　生	148	158	159	141	137
若　栗	111	110	103	101	96
宇奈月	198	197	173	160	148
合　計	2,048	2,031	1,928	1,874	1,823

資料：学校教育課

（６）中学校の状況

令和６（2024）年５月１日現在の中学校の生徒数は1,019人となっています。

中学校の生徒数の推移をみると、令和２（2020）年から令和６（2024）年の４年間で21人減少しています。

■中学校の学年別生徒数（令和６年５月１日現在） **（単位：人）**

中学校名	１年	２年	３年	計
清　明	147	150	164	461
明　峰	167	195	196	558
合　計	314	345	360	1,019

資料：学校教育課

■中学校の生徒数の推移（各年５月１日現在） **（単位：人）**

中学校名	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
清　明	503	530	523	499	461
明　峰	537	543	558	569	558
合　計	1,040	1,073	1,081	1,068	1,019

資料：学校教育課

※令和２（2020）年に中学校を再編し、鷹施・高志野中学校が清明中学校に、桜井・宇奈月中学校が明峰中学校になっています。

3 その他のこども･子育て支援の状況

（１）延長保育

令和５（2023）年度の延長保育は、三島保育所、荻生保育所、黒部愛児保育園、三日市保育所、田家保育所、うらやま保育園、生地こども園、おおふせ認定こども園、石田こども園、ちびっこきらら保育園の 10 か所で実施しています。1 日当たりの利用人数はおおむね横ばいで推移しています。

■延長保育の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（単位：人／日）	22	21	21	18	22
実施箇所数（単位：箇所）	8	8	8	9	10

資料：こども支援課

（２）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

令和５（2023）年度の放課後児童クラブは、生地、石田、たかせ、村椿、中央、三日市、前沢、荻生、若栗、宇奈月、こどもランドの 11 クラブ 14 クラスで実施しています。対象児童数が減少する中、低学年の登録児童数は増加傾向にあり、高学年は減少傾向にあります。

■放課後児童クラブの登録人数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
低学年（単位：人）	499	503	544	501	526
高学年（単位：人）	101	110	76	91	62
合　計（単位：人）	600	613	620	592	588
実施箇所数（単位：クラス）	13	13	13	13	14

資料：こども支援課

（３）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいる家庭を対象とし、母子保健推進員や保健師等による訪問を実施しています。近年の訪問数は、おおむね横ばいで推移しています。

■乳児家庭全戸訪問事業の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問数 （単位：人／年）	218	232	228	210	212

資料：こども支援課

（４）子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

令和５（2023）年度の子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）は、直営２か所、民営３か所の計５か所で実施しています。利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和２（2020）年から令和４（2022）年までは減少しましたが、令和５（2023）年５月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類に移行してからは利用者数が増加しています。

■子育て支援センター利用者数（延べ人数）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数 （単位：人）	11,614	5,280	5,380	4,958	7,318
実施箇所数 （単位：箇所）	4	4	4	5	5

資料：こども支援課

（５）一時預かり事業

一時預かり事業は、令和５（2023）年度に石田こども園が新たに事業を開始し、前沢保育所、黒部愛児保育園、三日市保育所、田家保育所、うらやま保育園、生地こども園、おおふせ認定こども園、石田こども園の８か所で実施しています。

■一時預かり事業の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数 （単位：人日／年）	475	197	290	257	269
実施箇所数 （単位：箇所）	7	7	7	7	8

資料：こども支援課

（６）病児・病後児保育

病児・病後児保育は三島保育所に併設する施設で実施しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和２（2020）年度は著しく利用者数が減少しましたが、その後は利用が増加しています。

■病児・病後児保育の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数 （単位：人日／年）	405	125	333	351	454

資料：こども支援課

（７）ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、市内１か所で実施しています。利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和２（2020）年から令和４（2022）年までは減少しましたが、令和５（2023）年５月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類に移行してからは利用者数が増加しています。

■ファミリー・サポート・センター事業の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数 （単位：人）	226	97	72	117	233

資料：こども支援課

（８）妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査は妊娠期間中に 14 回分助成しています。

■妊婦一般健康診査の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数 （単位：回／年）	3,072	3,083	2,751	2,979	2,636

資料：こども支援課

４ こども･子育てに関するアンケート調査（抜粋）

（１） 調査の概要

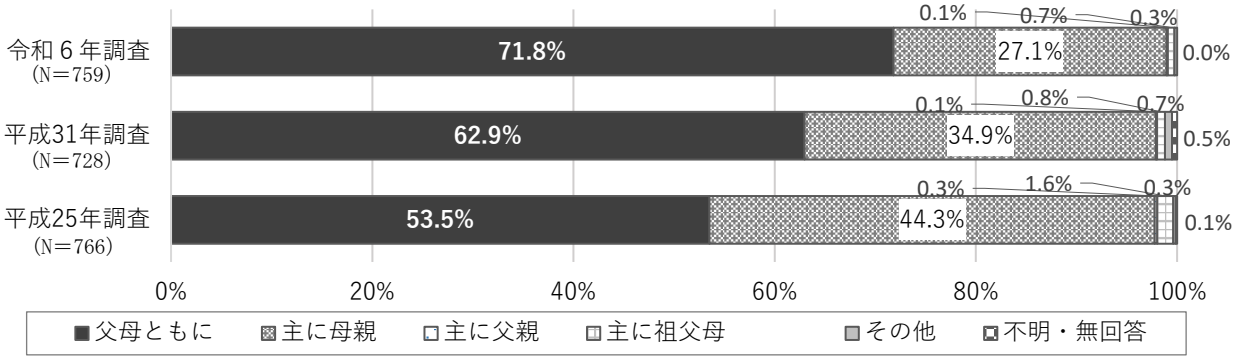
本計画の策定に当たり、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望や意見等を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

【アンケート調査結果の概要】

項　目	内　　容
調査対象者	・黒部市内在住の教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）に通園している児童の保護者 ・黒部市内在住の未就学児童を家庭保育している保護者
調査方法	インターネット調査 ※専用サイトを開設し、教育・保育施設、子育て支援センター及び子育て支援室を利用する調査対象者に WEB 回答していただきました。
調査期間	令和６（2024）年６月３日（月）～６月 23 日（日）
回答数・回答率	759 件・回答率 69.5％（759/1,092 件）

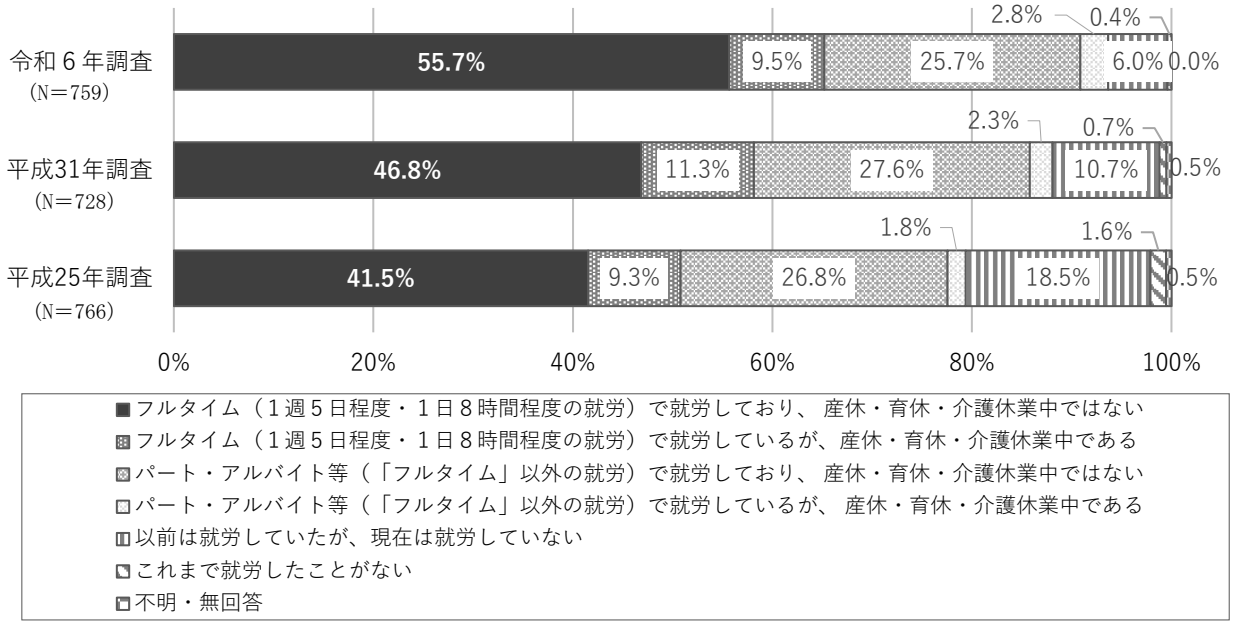
（２） 調査結果（概要）

① 子育てを主に行っている人



子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が最も高く、71.8%となっています。調査結果の推移をみると、「父母ともに」の割合が増加しています。

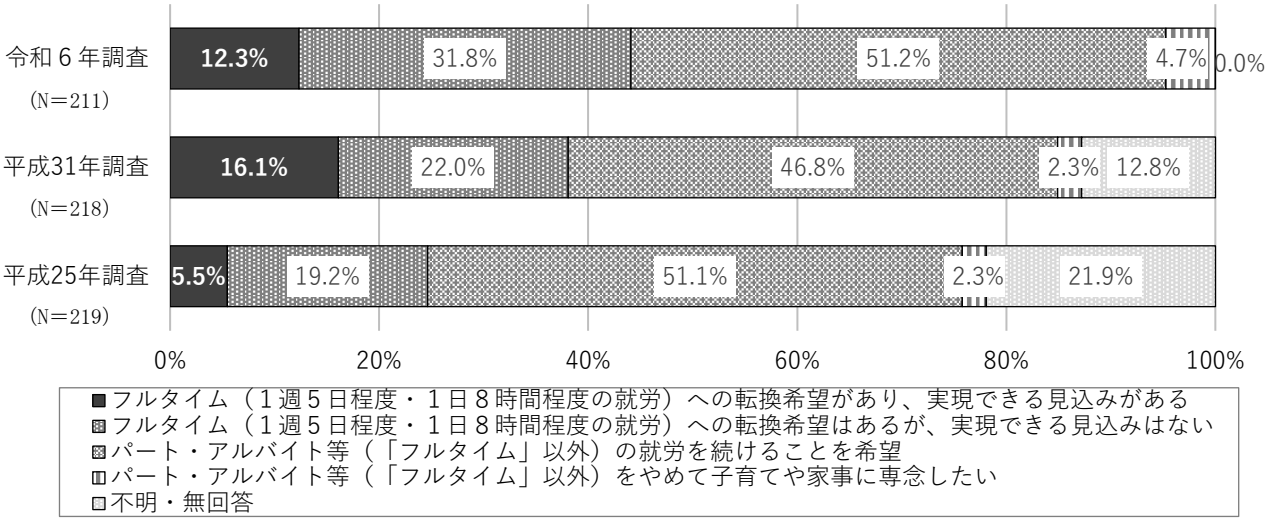
② 母親の就労状況



母親の就労状況は、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 55.7%と最も高く、次いで、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 25.7%となっています。

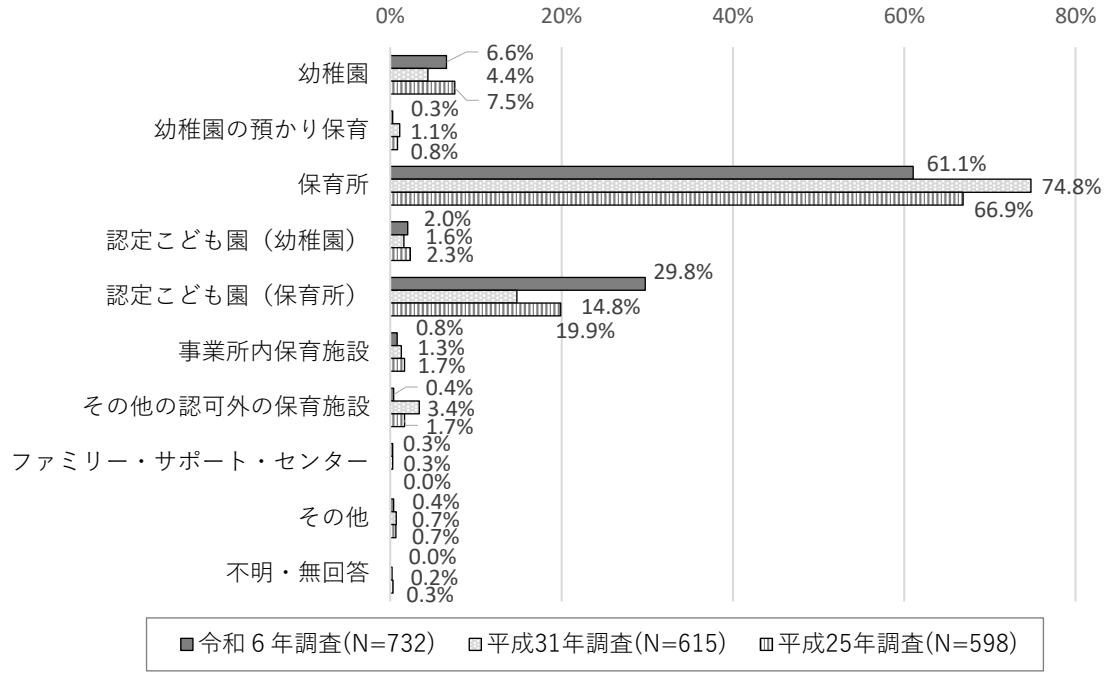
調査結果の推移をみると、フルタイムで就労している母親の割合は増加し、就労していない母親の割合は減少する傾向にあります。

③　母親のフルタイムへの転換希望



パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」する割合が 51.2%と最も高くなっています。

④　定期的に利用している教育・保育事業



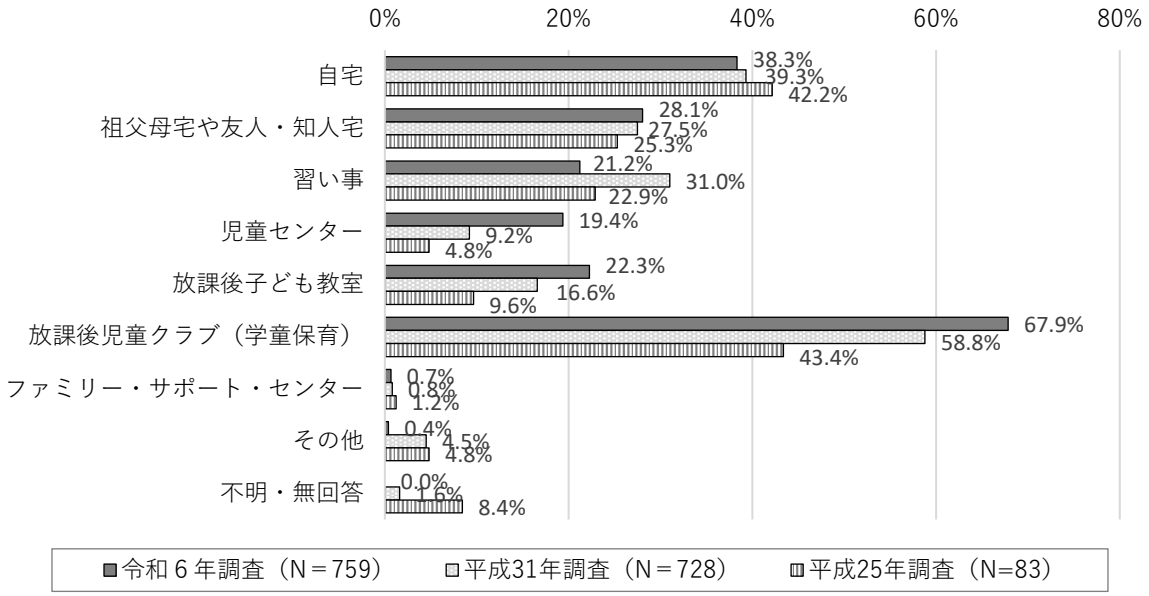
定期的に利用している教育・保育事業は、「保育所」の割合が 61.1%と最も高く、次いで、「認定こども園（保育所）」が 29.8%と高くなっています。

平成 31（2019）年調査結果と比較すると、「保育所」の割合は 13.7%減少し、「認定こども園（保育所）」の割合が 15%増加しています。

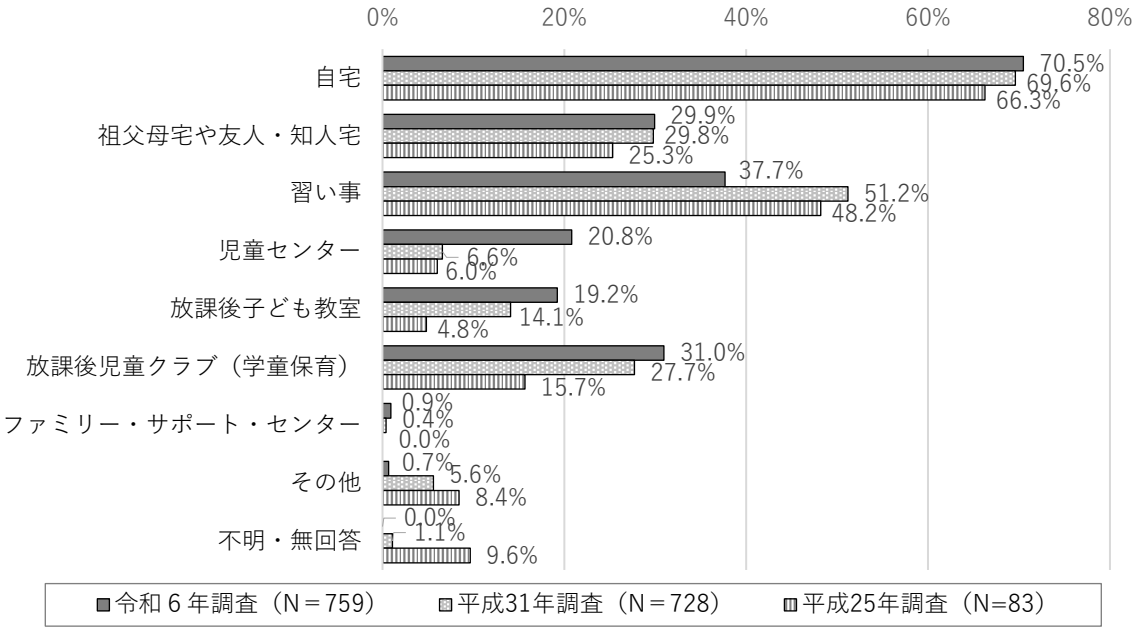
⑤　小学生の放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所

※平成 25 年調査は、5 歳児以上のこどもを持つ保護者のみに設問しています。

■低学年（１年生～３年生）の期間



■高学年（４年生～６年生）の期間

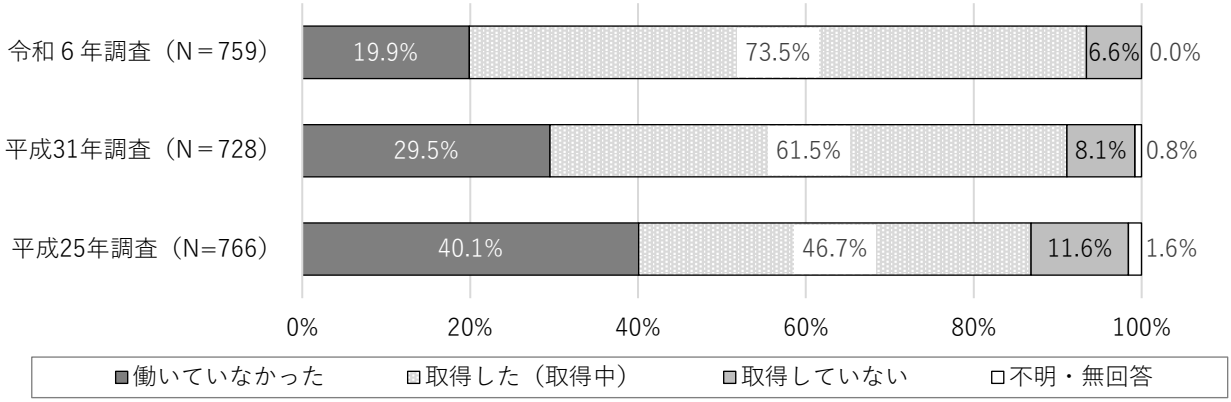


放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、小学校低学年（１～３年生）の間は、「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答する割合が 67.9%と最も高くなっています。

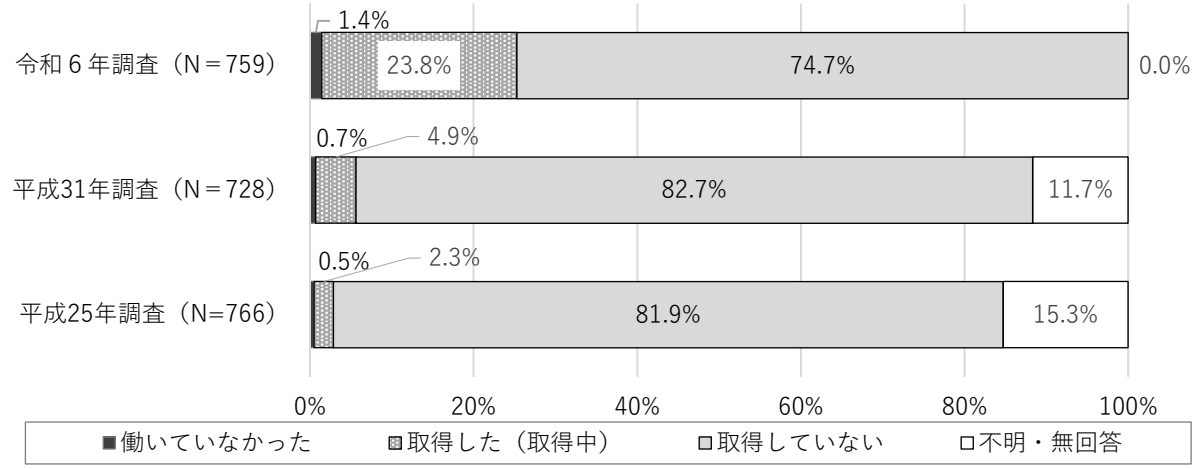
小学校高学年（４～６年生）になると、「自宅」が 70.5%と最も高く、次いで、「習い事」が 37.7%となっています。

⑥　育児休暇の取得状況

■母親



■父親



育児休暇を「取得した（取得中）」と回答された割合は、母親が 73.5%、父親が 23.8%となっています。

平成 31（2019）年調査結果と比較すると、両親ともに育児休暇を「取得した（取得中）」の割合は 10%以上増加しています。特に父親の「取得した（取得中）」の割合は、18.9%増加しています。

⑦　自由回答の主な意見

分　類	内　容
保育サービスついて	・保育士を増やして欲しい（人材確保） ・保育士の処遇改善と負担の軽減 ・保育士の資質の向上 ・土曜保育や一時預かり事業の充実 ・ごはん等の主食を持参しなくてもよい完全給食の実施 ・保育施設の老朽対策の推進
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業） について	・放課後児童クラブの開所時間の延長 ・放課後児童支援員等の資質の向上 ・保護者会役員の負担軽減 ・利用可能児童の拡充
子育て支援について	・子育て支援の拡充 ・病児・病後児保育の充実 ・親以外に安心してこどもを預けられる体制の整備 ・子育て支援の情報発信の充実
仕事と家庭の両立支援 について	・こどもの急な病気に休みを取りやすい職場環境の整備 ・短時間勤務制度を利用しやすい職場環境の整備 ・仕事と家庭の両立支援の充実
生活環境について	・公園やこどもの遊び場の整備・充実 ・未就学児から小学生までのこどもが天候に関係なく身体を動かして遊べる施設の整備 ・児童センターの充実 ・小児医療の充実
経済的支援について	・保育料及び副食費の無償化 ・子育て世帯に対する経済的支援の拡充

第３章　　計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく計画であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図るため、策定するものです。

国では、次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するため、社会全体でこども施策を推進しています。

このことは、本市が従前計画で掲げてきた「こどもの幸せを第一に考える」という基本的な視点の下、子育てを家庭だけではなく、学校、保育所、地域、支援団体等が有機的に連携し、地域全体でこどもの健やかな成長を支えようとする「こどもの声が聞こえる明るいまち」の実現を目指す取組と一致します。

そこで、本計画は従前計画の基本理念を継承し、地域の宝であるこどもが自らの幸せを実感し、主体的に発達、成長できるように、全てのこどもの幸せを第一に考えた施策を推進するとともに、地域全体で重層的な支援ネットワークを構築し、子育ての不安や負担の軽減と子育ての孤立化の予防を図り、次代の親となる若者を含めて誰もが安心してこどもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる社会の実現を目指します。

こどもの声が聞こえる明るいまち

～こどもの幸せを第一に考える～

2 計画の体系

基本理念の実現に向けて、次の体系に基づき計画を推進します。

基本理念	基本目標	施策の方向性
こどもの声が聞こえる明るいまち ～こどもの幸せを第一に考える～	基本目標1 子育て支援サービスの充実	1 幼児教育・保育サービスの充実
		2 「地域子ども・子育て支援事業」の充実
		3 障がい児施策の充実
	基本目標2 安心して出産・子育てができる健康づくりの推進	1 こどもや母親の健康づくりの充実
		2 小児医療等の充実
		3 食育の推進
	基本目標3 こどもの健やかな成長を支える地域社会の実現	1 こどもの最善の利益とこどもの意見を尊重した支援の推進
		2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
		3 子育て支援のネットワークづくり
		4 地域子育て交流事業
		5 多様な子育て支援の充実
		6 仕事と子育ての両立の推進
	基本目標4 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 こどもの生きる力の育成
		2 学校施設の環境整備
		3 幼稚園等と小学校との連携
		4 放課後や週末等の児童の居場所づくりの推進
		5 次代の親の育成
	基本目標5 安全かつ安心して子育てができる生活環境の整備	1 こどもの交通安全の確保
		2 こどもを犯罪等の被害から守る
		3 安全な道路交通環境の整備
		4 ユニバーサルデザインのまちづくり
		5 公園の整備
		6 良質な住宅の確保

3 教育･保育提供区域の設定

本計画は、国の基本指針により地理的条件、人口、交通事情等の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から安易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

本市は、人口規模がそれほど大きくなく、市内全域から市内中心部までの移動時間が車でおおむね30～40 分程度で可能なことから、本計画においては基本的に市全域を一つの単位として、教育・保育提供区域を設定するものとします。

ただし、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は実施クラブ単位、地域子育て支援拠点事業は地域単位で教育・保育提供区域に設定します。

4 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算定

本計画は、計画期間の各年度における必要なサービスの量（「量の見込み」）とその「確保の方策」を定める必要があります。

「量の見込み」の算出に当たっては、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に基づき、「黒部市子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果やサービスの過去実績、計画期間の推計人口等を踏まえて算出しています。

（1）こどもの推計人口

「量の見込み」の算出に当たって用いた推計人口は、次のとおりです。

（単位：人）

年齢	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳児	226	233	221	211	203
１歳児	240	246	234	223	216
２歳児	249	256	243	232	224
３歳児	262	269	256	244	235
４歳児	268	275	261	249	240
５歳児	262	267	274	260	248
６歳（小１）	281	285	293	279	266
７歳（小２）	289	294	302	288	273
８歳（小３）	297	302	310	295	281
９歳（小４）	304	309	317	301	287
10 歳（小５）	308	296	301	309	294
11 歳（小６）	322	308	314	322	307
合計	3,308	3,340	3,326	3,213	3,074

資料：住民基本台帳を基に、コーホート変化率法を用いてこども支援課作成

第４章　　施策の展開

基本目標１　　子育て支援サービスの充実

｜現状と課題｜

こどもを持つ全ての家庭が安心して子育てを行うためには、必要な教育・保育事業のサービス量の確保にくわえて、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業や障がい児施策の充実が求められます。

保育士等の人材確保が課題となる中、保育士等の処遇改善や研修体制の充実等により、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業及び障がい児施策に従事する人材の確保・定着・育成を図る必要があります。

また、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）では、児童数が減少する中、低学年の登録児童数は増加傾向にあり、放課後児童支援員等の確保・育成、地域の実情に応じた運営形態の見直し及び適正な施設環境の整備が求められています。

アンケート調査では、土曜保育や一時預かり事業、病児・病後児保育の充実や放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）に係る支援員等の資質の向上、利用可能児童の拡充を求める意見があり、子育て支援サービスの量的・質的サービスの向上を推進していく必要があります。

｜施策の展開方針｜

妊娠期から子育て期までライフステージの各段階に応じて必要となる支援を切れ目なく提供するため、教育・保育事業や「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられたサービスの必要量を確保します。

また、障がいの有無に関わらず、全ての家庭が安心してこどもを産み育てることができるように、関係機関等と連携を図りながら、多様化する子育て支援ニーズに対応します。

■評価指標

目標指標	基準値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
市が助成する保育専門研修に参加する市内公立・私立の保育士等の割合（受講率）	44.4%	50.0%

施策１－１　幼児教育・保育サービスの充実

【施策の展開】

計画期間において、教育・保育の量の見込みを設定し、その確保の方策と実施時期を事業計画として定め、必要な幼児教育・保育サービスを提供します。

また、必要に応じて保育所、幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を検討し、保護者の教育・保育ニーズに柔軟に対応します。

（１）保育所・認定こども園・幼稚園事業

保育所、認定こども園、幼稚園を利用しようとする場合は、子ども・子育て支援法第 20 条の規定により、市の認定を受ける必要があります。

保育所・認定こども園・幼稚園事業に係る教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」の設定に当たっては、以下の認定区分毎に行います。

<table>
<tr><th colspan="2">認定区分</th><th>対象年齢</th><th>保育の必要性</th><th>利用施設・事業</th></tr>
<tr><td colspan="2">１号認定</td><td rowspan="3">満３歳以上の就学前児童（３歳～５歳）</td><td>なし</td><td>幼稚園、認定こども園（幼稚園利用）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２号認定</td><td>（教育ニーズ）</td><td rowspan="2">あり</td><td>認定こども園（幼稚園利用）</td></tr>
<tr><td>（保育ニーズ）</td><td>保育所、認定こども園（保育所利用）
地域型保育事業、認可外保育施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">３号認定</td><td>満３歳未満
（０歳～２歳）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※共働き等の理由により保育が必要な家庭のうち、幼児教育の利用希望が強い家庭に係る「量の見込み」と「確保の方策」については、幼稚園における長時間・通年の預かり保育の利用ニーズを１号認定に計上し、それ以外を２号認定の「教育ニーズ」に計上します。

■教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」　（単位：人）

区　分		1号認定（3-5歳児）	2号認定（3-5歳児）		3号認定（0-2歳児）		
			教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1歳	2歳
令和6年度実績		32	767		429		
令和7年度	(1)量の見込み	45	765		596		
			40	725	135	223	238
	(2)確保の方策	45	765		596		
	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）	45	765		583		
	地域型保育事業	－	－		－		
	認可外保育施設	0	0		13		
	過不足(2)-(1)	0	0		0		
令和8年度	(1)量の見込み	45	765		590		
			40	725	134	220	236
	(2)確保の方策	45	765		596		
	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）	45	765		583		
	地域型保育事業	－	－		－		
	認可外保育施設	0	0		13		
	過不足(2)-(1)	0	0		6		
令和9年度	(1)量の見込み	43	742		566		
			39	703	128	211	227
	(2)確保の方策	45	765		596		
	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）	45	765		583		
	地域型保育事業	－	－		－		
	認可外保育施設	0	0		13		
	過不足(2)-(1)	2	23		30		
令和10年度	(1)量の見込み	42	719		551		
			37	682	125	206	220
	(2)確保の方策	45	765		596		
	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）	45	765		583		
	地域型保育事業	－	－		－		
	認可外保育施設	0	0		13		
	過不足(2)-(1)	3	46		45		
令和11年度	(1)量の見込み	41	698		540		
			36	662	121	206	213
	(2)確保の方策	45	765		596		
	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）	45	765		583		
	地域型保育事業	－	－		－		
	認可外保育施設	0	0		13		
	過不足(2)-(1)	4	67		56		

【確保の内容】

必要に応じて幼稚園、保育所の幼保連携型認定こども園への移行を検討し、ニーズに対応します。

施策１-２　「地域子ども・子育て支援事業」の充実

【施策の展開】

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込みを設定するとともに、その確保の方策と実施時期を事業計画として定め、事業を推進していきます。

（１）利用者支援事業（こども家庭センター型）

保健師、助産師等が担う母子保健機能と子ども家庭支援員等が担う児童福祉機能を一体的に運営するこども家庭センターにおいて、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や児童虐待への予防的な対応及び個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　（単位：箇所）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の方策	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保の内容】

こども家庭センター（１か所）で妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援と児童虐待への予防的な対応等を行い、相談支援体制の強化を図ります。あわせて、地域資源の開拓など多様なニーズに対応できる体制の整備に努めます。

（２）利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

妊婦やその配偶者、出産後の家庭に対して面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。また、本事業等と組み合わせて妊婦支援給付金を支給し、妊産婦の身体的・精神的ケア及び経済的支援を効果的に実施します。

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　**（単位：回）**

	（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	－	726	747	708	678	651
②確保の方策	－	747	747	747	747	747
③過不足（②-①）	－	21	0	39	69	96

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

【確保の内容】

こども家庭センター（１か所）において、妊娠中の面談やアンケート、出産後の訪問事業等を通じて事業を実施します。

（３）延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の保育時間を超えて、保育所や認定こども園等で保育を行います。

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　**（単位：人）**

	（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	440	557	609	586	559	538
②確保の方策	336	609	609	609	609	609
③過不足（②-①）	▲ 104	52	0	23	50	71

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

【確保の内容】

現状の体制（延長保育 11 施設）により、利用ニーズに対応します。あわせて、保護者の就労形態の多様化に伴う保護者ニーズ等の把握に努め、延長時間や実施施設の検討を行います。

（４）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

労働等により昼間保護者が家庭にいない小学生に対して放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【生地】　　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	11	11	15	16	11	15
	２年生	7	12	10	14	15	10
	３年生	2	10	8	7	9	10
	４年生	2	1	2	2	1	2
	５年生	0	0	0	0	0	0
	６年生	0	0	0	0	0	0
	①合計	22	34	35	39	36	37
②確保の方策		35	35	35	35	35	35
③過不足（②-①）		13	1	0	▲ 4	▲ 1	▲ 2
④令和５年度平均利用率			63%				
⑤実利用者推計（①×④）			21	22	25	23	23
⑥過不足推計（②-⑤）			14	13	10	12	12

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

※専用区画面積：遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画の面積

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【石田】　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	24	24	24	27	21	24
	２年生	15	26	24	24	27	21
	３年生	16	19	22	20	20	23
	４年生	0	5	7	8	7	7
	５年生	0	0	0	0	0	0
	６年生	0	0	0	0	0	0
	①合計	55	74	77	79	75	75
②確保の方策		126	126	126	126	126	126
③過不足（②-①）		71	52	49	47	51	51
④令和５年度平均利用率			52%				
⑤実利用者推計（①×④）			38	40	41	39	39
⑥過不足推計（②-⑤）			88	86	87	87	87

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【たかせ】　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	19	19	18	17	15	16
	２年生	11	11	16	15	15	13
	３年生	20	14	9	13	12	12
	４年生	7	5	7	4	6	6
	５年生	1	2	1	1	1	1
	６年生	1	0	3	2	2	2
	①合計	59	51	54	52	51	50
②確保の方策		85	85	85	85	85	85
③過不足（②-①）		26	34	31	33	34	35
④令和５年度平均利用率			62%				
⑤実利用者推計（①×④）			32	33	32	32	31
⑥過不足推計（②-⑤）			53	52	53	53	54

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【村椿】　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	8	13	10	8	8	8
	２年生	11	8	12	9	7	7
	３年生	10	6	6	9	7	5
	４年生	3	6	3	3	4	3
	５年生	1	3	3	2	2	2
	６年生	2	1	0	0	0	0
	①合計	35	37	34	31	28	25
②確保の方策		28	28	28	28	28	28
③過不足（②-①）		▲ 7	▲ 9	▲ 6	▲ 3	0	3
④令和５年度平均利用率			49%				
⑤実利用者推計（①×④）			18	17	15	14	12
⑥過不足推計（②-⑤）			10	11	13	14	16

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【中央】　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	43	49	43	46	53	38
	２年生	39	43	46	40	43	49
	３年生	36	29	31	33	29	31
	４年生	0	3	2	2	2	2
	５年生	0	0	0	0	0	0
	６年生	0	0	0	0	0	0
	①合計	118	124	122	121	127	120
②確保の方策		161	161	161	161	161	161
③過不足（②-①）		43	37	39	40	34	41
④令和５年度平均利用率			71%				
⑤実利用者推計（①×④）			88	87	86	90	85
⑥過不足推計（②-⑤）			73	74	75	71	76

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【三日市】　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	30	28	26	30	27	30
	２年生	22	26	27	25	29	26
	３年生	21	22	20	20	19	22
	４年生	7	11	14	13	13	12
	５年生	2	2	3	4	3	3
	６年生	0	0	0	0	0	0
	①合計	82	89	90	92	91	93
②確保の方策		100	100	100	100	100	100
③過不足（②-①）		18	11	10	8	9	7
④令和５年度平均利用率			49%				
⑤実利用者推計（①×④）			44	44	45	45	46
⑥過不足推計（②-⑤）			56	56	55	55	54

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【前沢】　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	18	15	14	16	14	16
	２年生	9	11	15	14	16	14
	３年生	11	12	9	12	11	13
	４年生	5	4	9	7	9	8
	５年生	3	4	2	4	3	4
	６年生	1	3	3	1	3	2
	①合計	47	49	52	54	56	57
②確保の方策		22	22	22	22	22	22
③過不足（②-①）		▲ 25	▲ 27	▲ 30	▲ 32	▲ 34	▲ 35
④令和５年度平均利用率			40%				
⑤実利用者推計（①×④）			20	21	22	22	23
⑥過不足推計（②-⑤）			2	1	0	0	▲ 1

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【荻生】　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	15	21	21	19	13	16
	２年生	15	15	21	21	19	13
	３年生	15	12	13	18	18	17
	４年生	4	5	5	5	7	7
	５年生	1	1	1	1	1	2
	６年生	2	0	0	0	0	0
	①合計	52	54	61	64	58	55
②確保の方策		30	30	30	30	30	30
③過不足（②-①）		▲ 22	▲ 24	▲ 31	▲ 34	▲ 28	▲ 25
④令和５年度平均利用率			50%				
⑤実利用者推計（①×④）			27	31	32	29	28
⑥過不足推計（②-⑤）			3	▲ 1	▲ 2	1	2

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【若栗】　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	6	16	11	7	9	7
	２年生	8	12	15	11	7	9
	３年生	6	5	9	11	8	5
	４年生	4	2	2	3	4	3
	５年生	0	0	0	0	0	0
	６年生	0	0	0	0	0	0
	①合計	24	35	37	32	28	24
②確保の方策		36	36	36	36	36	36
③過不足（②-①）		12	1	▲ 1	4	8	12
④令和５年度平均利用率			32%				
⑤実利用者推計（①×④）			11	12	10	9	8
⑥過不足推計（②-⑤）			25	24	26	27	28

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【宇奈月】　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	23	13	20	16	14	12
	２年生	14	13	13	20	16	14
	３年生	25	20	12	12	18	15
	４年生	9	9	13	8	8	12
	５年生	1	5	2	3	2	2
	６年生	0	0	0	0	0	0
	①合計	72	60	60	59	58	55
②確保の方策		56	56	56	56	56	56
③過不足（②-①）		▲ 16	▲ 4	▲ 4	▲ 3	▲ 2	1
④令和５年度平均利用率			47%				
⑤実利用者推計（①×④）			28	28	28	27	26
⑥過不足推計（②-⑤）			28	28	28	29	30

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　【こどもランド】　（単位：人）

		（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（登録児童数）	１年生	6	7	6	6	6	6
	２年生	7	6	6	6	6	6
	３年生	3	5	5	5	5	5
	４年生	5	6	4	4	4	4
	５年生	1	2	3	2	2	2
	６年生	0	0	0	0	0	0
	①合計	22	26	24	23	23	23
②確保の方策		12	12	12	12	12	12
③過不足（②-①）		▲ 10	▲ 14	▲ 12	▲ 11	▲ 11	▲ 11
④令和５年度平均利用率			31%				
⑤実利用者推計（①×④）			8	7	7	7	7
⑥過不足推計（②-⑤）			4	5	5	5	5

※確保の方策：児童一人当たり 1.65 ㎡以上確保して利用できる最大人数（専用区画面積／1.65）

【確保の内容】

放課後児童支援員等の処遇改善と研修体制の充実により、人材確保とサービスの質の向上を図ります。

また、地域の実情に応じたクラブ運営を支援するほか、各クラブの利用状況に対応した施設整備や児童福祉施設等を運営する事業者の参画を含めた多様な運営形態のあり方を検討し、充実したサービス提供体制の確保を目指します。

（５）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、養育・保育を行います。

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　**（単位：人）**

	（実績） 令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	16	16	16	15	14
②確保の方策	0	16	16	16	16	16
③過不足（②-①）	0	0	0	0	1	2

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

【確保の内容】

児童相談所と連携しながら、一定期間、養育・保護する施設を確保し、支援が必要な児童やその家庭の福祉の向上を図ります。

（６）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいる家庭を母子保健推進員や保健師、助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　**（単位：人）**

	（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	212	226	233	221	211	203
②確保の方策	245	226	233	221	211	203
③過不足（②-①）	33	0	0	0	0	0

※確保の方策数値は、計画期間内の各年度の出生数に対応するように記載

【確保の内容】

こども家庭センター（１か所）の保健師や助産師等が母子保健推進員と連携の上、子育ての孤立を防止します。

（７）養育支援訪問事業その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して子育て経験者等による育児や家事の援助又は保健師等の訪問により、具体的な養育に関する指導助言等を行います。

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　**（単位：箇所）**

	（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の方策	1	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	0	0	0	0	0	0

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

【確保の内容】

こども家庭センター（１か所）の子ども家庭支援員と保健師等の専門職が連携の上、必要な養育支援を行います。

（８）地域子育て支援拠点事業【区域：黒部地区　宇奈月地区】

乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場所を提供するほか、子育てについての相談、助言、情報の提供及び子育てに関する講習等を行います。

■量の見込み及び確保内容・実施時期【黒部地区】　　（単位：人）

	（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	6,036	5,286	5,427	5,152	4,918	4,752
②確保の方策	11,400	5,427	5,427	5,427	5,427	5,427
③過不足（②-①）	5,364	141	0	275	509	675

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

■量の見込み及び確保内容・実施時期【宇奈月地区】　　（単位：人）

	（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,282	1,320	1,357	1,288	1,229	1,187
②確保の方策	3,072	1,357	1,357	1,357	1,357	1,357
③過不足（②-①）	1,790	37	0	69	128	170

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

【確保の内容】

現状の５施設（黒部地区４施設、宇奈月地区１施設）に加え、新たに１施設の増設を目指します。

また、くろべ市民交流センター内に移転した「ほがらか子育て支援センター」では土曜日も開館し、多様なニーズに対応します。

（９）一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった場合や育児疲れによる保護者の負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において一時的にこどもを預かります。

①　幼稚園等の預かり保育事業／一時預かり事業（幼稚園型）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	77	79	77	73	70
１号認定	77	79	77	73	70
２号（教育ニーズ）	0	0	0	0	0
②確保の方策 【一時預かり事業（幼稚園型）】	79	79	79	79	79
③過不足（②-①）	2	0	2	6	9

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

②　保育所等の一時預かり事業／一時預かり事業（幼稚園型を除く）

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,136	1,166	1,123	1,070	1,030
②確保の方策	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166
③過不足（②-①）	30	0	43	96	136

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

【確保の内容】

現状の体制（８施設）において、人員配置など体制整備に努め、利用ニーズに対応します。

（10）病児保育事業

こどもが病気の際に、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合、保育所に付設された専用スペース等において、病気のこどもを一時的に保育します。

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　（単位：人）

	（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,039	909	932	900	857	826
②確保の方策	625	932	932	932	932	932
③過不足（②-①）	▲414	23	0	32	75	106

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

【確保の内容】

私立の保育施設３か所（保育所２施設、認定こども園１施設）において、保育中に体調不良となったこどもを一時的に預かる体調不良児対応型病児保育を行うほか、公立保育所に併設した１施設において、医療機関と連携した病児・病後児対応型病児保育を実施します。

（11）ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童を持つ保護者で、児童の預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と保護者の子育てを援助したい人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　（単位：人）

	（実績）令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	233	281	284	282	273	261
②確保の方策	213	284	284	284	284	284
③過不足（②-①）	▲20	3	0	2	11	23

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

【確保の内容】

協力会員の確保・拡充のため、交流会・登録会の開催やＳＮＳ等による周知・広報を行います。

また、事業の普及促進を図り、相互援助活動の充実に努めます。

（12）妊婦健康診査

妊娠期を健やかに安心して過ごすことができるよう、母体や胎児の健康状態を定期的に確認します。

■量の見込み及び確保内容・実施時期 （単位：回）

	（実績） 令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,636	2,800	2,940	2,660	2,660	2,520
②確保の方策	3,430	2,800	2,940	2,660	2,660	2,520
③過不足（②-①）	794	0	0	0	0	0

※確保の方策数値は、計画期間内の各年度の出生数に対応するように記載。０歳児１人当たりの健診回数は 14 回です。

【確保の内容】

医療機関と連携しながら妊娠期間中 14 回の妊婦健診診査を実施します。

（13）子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整えます。

■量の見込み及び確保内容・実施時期 （単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	607	603	599	591	572
②確保の方策	607	603	599	591	572
③過不足（②-①）	0	0	0	0	0

※確保の方策数値は、計画期間内の各年度の延べ利用見込数に対応するように記載

【確保の内容】

訪問介護事業所と連携し、支援が必要な家庭に対して事業を実施します。

（14）産後ケア事業

産後に安心して子育てができるよう出産後１年以内の母子を対象に、病院や助産所等での宿泊による休養の機会の提供や通所施設又は利用者の自宅において、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。

■量の見込み及び確保内容・実施時期　　（単位：人）

	（実績） 令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	8	65	64	63	62	60
②確保の方策	－	65	65	65	65	65
③過不足（②-①）	－	0	1	2	3	5

※確保の方策数値は、計画期間内の見込みの最大値を記載

【確保の内容】

医療機関や宿泊施設等と連携し、産後ケア実施施設の拡充を図ります。

（15）親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報提供や助言等を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けるなど、親子間における適切な関係性の構築を支援します。

【確保の内容】

国のガイドラインに基づく実施体制の整備に向けて調査・研究を行います。当面は、児童相談所と連携しながら、支援が必要な家庭、児童に対応します。

（16）児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

【確保の内容】

国のガイドラインに基づく実施体制の整備に向けて、調査・研究を行います。当面は、個々の支援ニーズに応じて、既存の支援機関等と連携して対応します。

（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、保育所等を利用していない０歳６か月から満３歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる事業です。

【確保の内容】

民間保育施設と連携しながら、令和８（2026）年度の事業開始に向けて検討を進めます。

施策１－３　障がい児施策の充実

【施策の展開】

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期支援を推進し、こどもの各発達段階で必要となる支援ニーズに的確に対応したサービスを提供します。

また、保育所や放課後児童クラブ等における研修制度の充実により障がい児支援の質的向上を図り、障がいの有無に関わらず、こどもが相互に成長し合える環境づくりを推進します。

さらに、学校や保育所、障がい児通所支援事業所等への看護師等の配置を図り、医療的ケア児の受入体制の整備に努めます。

【具体的な取組】

施策①：障がい児支援サービスの充実

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
児童発達支援	主に就学前の障がいのある児童に対して日常生活における基本的な動作の指導や社会生活を営む上で必要な知識や技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。	0～5歳	福祉課 こども支援課
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他必要な支援を行います。	0歳～高校生	福祉課 こども支援課
保育所等訪問支援事業	保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等の集団生活を営む施設に支援者が訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	0歳～高校生	福祉課 こども支援課
保育所・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ等における障がい児支援の充実	保育士等に対して障がい児支援に関する研修の機会の提供と受講の促進を図り、こどもの発達段階や障がい特性に応じた適切な保育等が行える人材の確保と育成に努めます。また、障がいの有無に関わらず、集団生活を通して児童が相互に成長し合えるよう、家庭や関係機関等と連携しながら、インクルーシブ保育等を行います。	0歳～小学生	こども支援課

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
医療的ケア児の受入体制の整備	学校、保育所及び障害児通所支援事業所等への看護師等の配置を推進し、たんの吸引や経管栄養、インスリン注射等の医療的ケアが必要なこどもの受入体制を整備します。	0歳～高校生	学校教育課 福祉課 こども支援課
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がいのある児童に対して授業の終了後又は休校日において、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	小学生～高校生	福祉課 こども支援課

基本目標２　　安心して出産・子育てができる健康づくりの推進

｜現状と課題｜

こどもが健やかに生まれ、成長していくためには、こどもの健康を支える小児医療体制の確保や産前産後の母親の心身の健康を支える保健・医療・福祉の充実が求められます。

また、心身の健やかな成長を支える「食」の大切さを周知し、家庭における正しい食習慣の定着を普及促進していく必要があります。

市では、令和５（2023）年２月から妊娠届出時から妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じる伴走型相談支援と妊娠届出と出産届出時に給付金を支給する経済的支援を一体的に行う「伴走型出産・子育て応援事業」を実施しています。さらに、令和６（2024）年４月には、こども家庭センターを設置し、母子保健と子育て支援を一体的に推進する体制を整備し、全ての妊産婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境づくりに取り組んでいます。

｜施策の展開方針｜

妊婦やその配偶者、出産後の家庭に対して多様なニーズにきめ細かく対応するため、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営するこども家庭センターを中心に伴走型相談支援を行うほか、妊婦健診や乳幼児健診による健康管理を行う中で、支援が必要な家庭の早期発見と必要な支援の提供を図り、母子の心身の健康づくりを推進します。

また、富山県の施策と連携しながら休日、夜間の小児救急医療に対応する新川医療圏小児急患センターの運営や医療的ケアが必要な児童を支える小児医療体制の整備を目指すとともに、不妊や不育に悩む夫婦の精神的な支援と経済的負担の軽減を図ります。

さらに、心身の健やかな成長を支える食育を推進し、「食べる力」の育成と正しい食習慣の定着を図ります。

■評価指標

目標指標	基準値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
産婦健康診査の受診率	97.0%	98.0%

施策２－１　こどもや母親の健康づくりの充実

【施策の展開】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の心身の健康が確保されるよう健康診査や指導等を行い、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

また、地域の身近な相談役である母子保健推進員と連携しながら、きめ細やかな母子保健の向上を図ります。

【具体的な取組】

施策①：乳幼児健診、新生児訪問、保健指導等の充実

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
母子健康手帳の交付	健やかで安心した妊娠期、子育て期を切れ目なく支援するため、母子健康手帳の交付時に保健指導や育児に関する情報提供を行います。また、母子健康手帳機能の有効活用を図るため、黒部市子育て支援アプリ「すこやかくろべっ子アプリ by 母子モ」の利用を促進し、スマートフォンで予防接種スケジュールの管理や成長の記録の登録、子育て情報の取得ができるよう利便性の向上を図ります。	妊産婦	こども支援課
妊婦歯科健診の実施	胎児の健やかな成長に影響を与える妊婦の歯の健康を増進するため、妊婦が妊娠期間中に身近な医療機関で歯科健診を受診できる体制を確保します。また、妊婦歯科健診の案内に併せて、妊婦と乳幼児への予防歯科に対する意識の向上を図ります。	妊産婦	健康増進課
産婦健康診査の実施	出産後間もない時期に、母体の身体機能の回復、授乳状況及び精神状態を確認し、出産により変化が生じやすい産婦の心身の健康と育児を支援します。	妊産婦	こども支援課
妊産婦及び新生児訪問指導の実施	居宅を訪問し、妊産婦の心身の状態や新生児の発育状態を把握し、適切な保健指導を行います。	妊産婦 ０歳	こども支援課
乳幼児健康診査の実施	乳幼児の成長発達を確認し、心身の異常を早期発見するため健康診査を実施します。また、保護者に対して乳幼児の発達に応じた保健指導や育児不安の解消を図るための育児相談、助言等を行います。未受診者については、状況を把握し、必要な支援を行います。	０～５歳 保護者	こども支援課

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
乳幼児訪問指導の実施	乳幼児健診等により経過観察が必要と判断された児及び児の成長発達や育児に不安を持つ保護者に対して居宅や保育施設等を訪問し、フォローアップや保護者の不安軽減を図ります。	0～5歳 保護者	こども支援課
地域の宝誕生祝訪問事業	乳児のいる家庭を民生委員児童委員等が祝品をもって訪問し、地域で誕生を祝うとともに、出産から育児まで切れ目のない支援・見守り体制を整備します。	0歳 保護者	こども支援課
予防接種の実施	こどもがかかりやすく、重症化のおそれがある感染症を防ぐため、予防接種を実施します。また、個別通知や広報、ホームページ等を活用し、適切な時期に接種を受けることができるよう普及啓発に努めます。	0歳～高校生	健康増進課
個別相談の実施	子育て支援センター等で、乳幼児の身体計測や保育士、保健師等による発達、栄養、保育、歯科等に対応した個別相談を適宜行うことで、保護者の育児不安の軽減を図ります。	0～5歳 保護者	こども支援課
むし歯予防フッ化物塗布	1歳6か月以上4歳未満児の希望者を対象にむし歯予防に有効なフッ化物塗布を実施します。また、保護者の歯科保健に対する意識の向上を図り、幼児の健全な口腔の育成を促すよう努めます。	1～3歳 保護者	健康増進課

施策②：妊娠期から継続した支援体制の整備

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
妊産婦メンタルヘルス支援の実施	妊娠、出産、育児期にある女性の精神問題を早期発見し、母子が心身ともに健やかに成長できるよう適切な支援を行います。	妊産婦 0～5歳 保護者	こども支援課
パパママ教室	出産前の妊婦や赤ちゃんの父親等に対して新たに赤ちゃんを迎えるための準備教室を開催します。出産や育児に関する助言指導、沐浴・おむつ交換等の実習及び妊婦体験等により、父親や家族の育児参加の促進と育児不安の軽減を図ります。	妊産婦 保護者 一般・その他	こども支援課
マイ保育園事業	妊婦や在宅で子育てしている保護者を対象に、身近な子育て支援拠点である保育所において、育児体験、育児相談、保育所体験等を行い、保護者の不安軽減を図るとともに、かかりつけ保育園として妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実を図ります。	妊産婦 0～5歳 保護者	こども支援課

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
幼児健診事後フォロー教室の開催	幼児健診や育児相談・訪問指導等で個別支援が必要と判断した児や児の発達に不安がある保護者を対象に教室を開催し、児の発達支援や児に応じた保護者の関わり方の助言指導、専門相談機関へのつなぎ等を行います。	1～5歳 保護者	こども支援課

施策③：母子保健推進員活動

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
母子保健推進員活動	母子保健推進員が、地域において妊娠、出産、育児に関する身近な相談を受け、市と連携をとりながら支援を行います。また、こんにちは赤ちゃん訪問や育児教室、保育所等におけるむし歯予防啓発活動等に参加・協力し、母子保健の推進に努めます。	妊産婦 0～5歳 保護者	こども支援課

施策２－２　小児医療等の充実

【施策の展開】

妊産婦医療費及び小児医療費の助成、新川医療圏域の市町及び関係機関（病院、医師会等）と連携した小児救急医療体制の確保、不妊や不育に悩む夫婦に対する支援を推進し、安心してこどもを産み健やかに育てることができる小児医療等の充実を図ります。

【具体的な取組】

施策①：小児医療の充実

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
妊産婦医療費・こども医療費助成事業	妊産婦及び乳児から 18 歳到達後最初の年度末までの医療費を全額助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減と必要な医療を安心して受けられる環境を整備します。	妊産婦 0歳～高校生	保険年金課
小児救急医療の充実	休日や夜間に必要となる小児救急医療に対応するため、県、新川広域圏の構成自治体及び関係医師会等と連携し、黒部市民病院内に新川医療圏小児急患センターを設置し、安心して子育てができる体制を確保します。	0歳～中学生	健康増進課

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
医療的ケア児の支援に向けた小児医療・在宅医療の充実	医療的ケアが必要な児童の在宅生活を支援するため、富山県の施策と連携しながら訪問看護ステーションの充実や多職種連携による支援体制の構築に努めます。	0歳～高校生	健康増進課 こども支援課

施策②：不妊治療の推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
不妊治療費の助成	不妊治療を受けている夫婦に対して治療費を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不妊治療に関する相談に対応します。	一般・その他	こども支援課

施策③：不育症治療の推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
不育症治療費助成事業	不育症検査又は治療を受ける夫婦に対して治療費を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不育症治療に関する相談に対応します。	一般・その他	こども支援課

施策２-３　食育の推進

【施策の展開】

保育所や学校等の給食において、地域の産物や旬の食材を使った献立を紹介し、それぞれの発達段階に応じた「食」へ関心を高め、食文化の継承と地産地消に対する理解を促進します。

また、乳児健診等を活用した離乳食指導や親子が一緒に楽しく食事する「共食」の大切さを啓発し、心と身体の健康を増進する「食べる力」の育成と正しい食習慣の定着を図ります。

【具体的な取組】

施策①：発達の段階に応じた食育の推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
離乳食指導	保護者に対して離乳食の進め方講義や試食を通して、離乳食の形態、量、味付け等を指導し、月齢に応じた離乳食づくりの普及を推進します。	0歳 保護者	こども支援課

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
幼児期からの食育の推進	保護者とこどもに対して季節や地域の食材とそれを使った献立を展示・紹介するほか、地域の協力による収穫体験等を通じて、幼児期から身近な「食」への関心を高める取組を推進します。また、給食だより等を活用して親子が一緒に楽しく食事する「共食」の大切さを啓発し、心と身体の健康を増進する「食べる力」の育成と正しい食習慣の定着を図ります。	１歳～中学生 保護者	学校給食センター こども支援課
学校訪問事業	教諭と栄養教諭の連携により、食育の視点を踏まえた食に関する指導（教科学習との連携や給食献立を教材として活かした授業）と給食指導の工夫と充実を図ります。	３歳～中学生	学校教育課 学校給食センター こども支援課
地場産学校給食の日	黒部市の将来を担う園児・児童・生徒が食文化や地域の産物に対する理解を深めるとともに、地元で採れた農畜産物や水産物の消費拡大を図るため、できる限り地元の食材を用いた「黒部地場産学校給食の日」、「ジオパーク給食」を実施し、「地産地消」運動を推進します。また、生産者等と一緒に会食することにより、生産に対する想い等を知り、食べ物に対し感謝する心の育成を図ります。	３歳～中学生	学校給食センター

基本目標３　　こどもの健やかな成長を支える地域社会の実現

｜現状と課題｜

核家族化の進行や共働き家庭の増加、定年延長を背景とした祖父母による育児支援の変化等により、これまで以上に子育てを社会全体で支援することが重要になっています。

また、全国的にこどもの貧困や児童虐待等が社会問題化しており、地域における子育ての孤立防止や多様な支援機関による重層的な支援体制の整備が求められています。

アンケート調査では、育児休暇を取得した人の割合は、前回調査と比べて父親は約 23%、母親は 12%増加し、企業等における子育てと仕事の両立支援が着実に進展している一方で、急なこどもの病気でも休みやすい職場環境の整備や短時間勤務制度の拡充を求める意見もあり、社会全体で仕事と家庭の両立支援を推進していく必要があります。

｜施策の展開方針｜

子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、こどもの最善の利益を第一に考え、保護者の子育てに関する不安や孤立感に対する伴走型の相談支援を提供します。また、複雑化する支援ニーズに対して適切に対応するため、多様な支援団体と子育て支援ネットワークを構築し、重層的な支援を展開します。

さらに、仕事と子育ての両立支援を推進し、地域全体でこどもの健やかな成長を支える社会の実現を目指します。

■評価指標

目標指標	基準値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
子育て支援ネットワーク事業の参加団体数	―	37 団体
ひとり親家庭の親に対する自立支援教育訓練給付金の支給件数	２件	２件

施策３-１　こどもの最善の利益とこどもの意見を尊重した支援の推進

【施策の展開】

児童虐待やこどもの貧困など配慮が必要なこどもや家庭に対して早期発見・早期対応ができる体制づくりを推進します。

また、地域や関係機関との連携を促進し、こどもの最善の利益とこどもの意見を尊重したきめ細やかな支援を推進します。

【具体的な取組】

施策①：虐待防止ネットワークの強化

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
児童委員による児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	児童委員が妊産婦やひとり親家庭をはじめ、子育て、虐待、いじめ等、こどもに関する様々な心配ごとの相談にのるなど、児童健全育成、児童虐待防止活動の推進を図ります。	妊産婦 ０歳～高校生 保護者	福祉課 こども支援課
要保護児童連絡協議会の体制強化	妊娠・出産・子育てに関する相談支援ネットワークの構築と関係機関等との緊密な連携により、虐待の疑いのあるこどもや支援を必要としている家庭の早期発見と家庭の状況を把握する体制を強化します。また、要保護児童連絡協議会を効果的に運営し、虐待を受けていたり、虐待に至るリスクが高いと判断されたこどもや妊婦の情報を共有し、連携して対応できる体制づくりを推進します。	一般・その他	こども支援課 他

施策②：要保護児童への対応

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
要保護児童の意見を尊重した支援の推進	要保護児童連絡協議会等における援助方針の検討に当たっては、要保護児童が意見表明できるようサポートするとともに、関係機関（児童相談所、警察、厚生センター、学校、保育所・幼稚園等）と援助方針を共有し、こどもの最善の利益を保障する観点から表明された意見を尊重した支援を行います。	０歳～高校生	こども支援課 他

施策③：在宅支援の充実

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
在宅支援の充実	要保護児童連絡協議会や児童相談所との協議により在宅支援を行う必要がある家庭について、子ども家庭支援員等が関係機関と連携を図りながら、要保護児童とその家庭に対してきめ細やかな支援を行います。	0歳～高校生 保護者	こども支援課 他

施策３-２　ひとり親家庭等の自立支援の推進

【施策の展開】

ひとり親家庭等に対する相談支援体制の充実やひとり親家庭を含む子育て家庭を支援する団体とのネットワークを構築し、多様な支援ニーズに対応します。

また、保護者が安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう必要な支援を行うほか、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）やファミリー・サポート・センター事業等の子育て支援サービスの利用に必要な経費を支援し、経済的な負担の軽減を図ります。

【具体的な取組】

施策①：相談体制の充実や情報提供

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
相談体制の充実や 情報提供	ひとり親家庭や DV 被害家庭等を取り巻く様々な生活課題に対して母子父子自立支援員や女性相談支援員がきめ細かな相談支援を行い、家庭の状況に応じた必要な支援の検討と情報提供を行います。	0歳～高校生 保護者	こども支援課 他
子育て支援ネットワーク事業	地域で活動している子育て支援団体が互いに連携し、ネットワークを形成することで、多様な支援ニーズに対応する重層的な支援を展開するほか、身近な地域で相談しやすい環境づくりを推進します。	一般・その他	こども支援課

施策②：就業促進のための支援

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親が安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう、能力や技能の習得及び資格の取得に向けた教育訓練を修了した人に対して自立支援教育訓練給付金を支給します。また、就職の際に有利な資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。	保護者	こども支援課

施策③：ひとり親家庭への経済的支援

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
ひとり親家庭等小学校入学・中学校卒業祝品支給事業	児童扶養手当を受給するひとり親家庭に対して小学校入学と中学校卒業時に、こどもの健やかな成長をお祝いし、祝品を支給します。	小学生～中学生保護者	こども支援課
ひとり親家庭等無料学習支援事業	ひとり親家庭の小学５、６年生及び中学生に無料で学習支援を実施するとともに、悩み相談等に応じることにより、安心して学習できるこどもの居場所を提供します。	小学生～中学生保護者	こども支援課
ひとり親家庭子育てサポート事業（放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター）利用料助成事業	児童扶養手当を受給するひとり親家庭に対して放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用に必要な費用の一部を助成することで、子育て支援サービスを利用しやすい環境を整備します。	保護者	こども支援課

施策３-３　子育て支援のネットワークづくり

【施策の展開】

多様で複雑化する子育て支援ニーズに対してきめ細やかに対応するためには、行政だけの対応では限度があるため、保健・医療・福祉・教育・雇用等の各分野で活動する地域の支援団体等とネットワークを形成し、多機関協働による重層的な支援の充実を図ります。

また、子育て支援に関する活動を行う団体同士の交流を促進し、新たな支援活動の創出やネットワーク機能の強化を目指します。

子育て支援サービスや子育て支援イベント、地域の支援団体等の活動を広く周知するため、子育て支援アプリや専用 WEB サイト等を活用した情報発信を行い、地域資源を有効に活用した子育てを支援します。

【具体的な取組】

施策①：地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
不登校・ひきこもり支援ネットワークの形成	不登校やひきこもりの児童生徒を支援する団体とネットワークを形成し、官民連携による支援体制の充実を図ります。	小学生～高校生 保護者	学校教育課 こども支援課
子育て支援ネットワーク事業（再掲）	地域で活動している子育て支援団体が互いに連携し、ネットワークを形成することで、多様な支援ニーズに対する重層的な支援を展開するほか、身近な地域で相談しやすい環境づくりを推進します。	一般・その他	こども支援課
保育の出前事業	保育士等が公民館、学校、児童センター等へ出向き、遊びの実演等を通してこどもとの関わり方のポイント、子育ての楽しさや喜びを伝えます。	一般・その他	こども支援課

施策②：子育てに関する広報の充実

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
子育て情報発信事業	子育てに役立つ支援サービスや各種情報を広く周知するため、従来の冊子配布に加え、専用 WEB サイト「すこやかくろべっ子　子育て応援サイト」の運営や子育て支援アプリ「すこやかくろべっ子アプリ by 母子モ」によるインターネットを活用した情報発信を推進します。	妊産婦 ０歳～高校生 保護者 一般・その他	こども支援課

施策３-４　地域子育て交流事業

【施策の展開】

地域の子育てシニアサポーターにより世代間交流を進めながら豊かな子育て支援を進めます。

また、幼稚園・保育所等の園庭や園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進するなど、保護者同士の交流を深め、子育てに関する情報交換や不安軽減を図ります。

【具体的な取組】

施策①：地域子育て世代間交流の推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
子育てシニア サポーター事業	地域の高齢者の方が、子育てシニアサポーターとして地域の保育所や幼稚園等の行事や日常の活動に参加し、昔ながらの遊びの体験や絵本等の読み聞かせ等を通して、世代間交流を深めながら豊かな子育て支援を進めます。	０～５歳 一般・その他	こども支援課

施策②：子育て相談の推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
幼稚園・保育所等の 開放によるピアサポート 活動の推進	園児の登降園後に園庭や園舎を開放することで、保護者同士が相互に子育ての悩みを話し合ったり、情報交換する場を提供し、子育てに関するピアサポート活動※を推進します。 ※ピアサポート活動：同じような悩みや経験をしている仲間が相互に支え合う活動	０～５歳 保護者	こども支援課

施策３-５　多様な子育て支援の充実

【施策の展開】

三世代同居・近居に向けた住宅リフォームや祖父母による自宅保育に対する補助を行い、多世代が参加する子育てを推進します。

また、多様な子育て支援ニーズに対応するため、保育環境の整備を行うほか、妊婦のための支援給付や誕生祝金の支給等による経済的支援を行い、子育てしやすい環境の充実を図ります。

【具体的な取組】

施策①：地域における子育て支援

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
ボランティア団体による絵本の読み聞かせ会の推進	ボランティア団体と協力しながら、あおーよ図書館及び宇奈月図書館で未就学児を対象とした絵本の読み聞かせ会を開催し、こどもの豊かな感性と創造力を育むとともに、ぬくもり溢れる親子のコミュニケーションを深められる機会を提供します。	0～5歳 保護者	図書館
身近な地域における保育施設等の充実	多様な子育て支援ニーズに対応したサービスの提供と身近な地域にある保育施設の環境整備に向けて、公立保育所等の施設整備と民間保育所等の施設整備事業に対する支援を行います。	一般・その他	こども支援課

施策②：三世代同居・近居の促進、孫守り世帯への支援

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
三世代ハッピーホームサポート事業	祖父母世代の生きがいの向上と孫世代の心身の健やかな成長、働く世代の家庭における子育て環境の充実を図るため、多世代が参加する子育てを推奨し、三世代同居・近居を行う住宅リフォームと祖父母による自宅保育に対して補助金を交付します。	0歳～中学生 保護者 一般・その他	こども支援課
孫とおでかけ支援事業	世代間交流を通じて家族の絆を深めるため、祖父母と孫（ひ孫）が一緒に対象施設を利用した場合に、利用料を全額免除します。	0歳～高校生 一般・その他	こども支援課

施策③：誕生祝金等による育成支援

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
妊婦のための支援給付	全ての妊産婦が安心して妊娠・子育てができるよう妊婦支援給付金を支給します。	妊産婦	こども支援課
すこやかくろべっ子誕生お祝い事業	こどもの誕生を祝福し、その健やかな成長を支援するため、誕生祝金を支給します。希望者にはこどもの名前をオリジナル命名紙に毛筆筆耕し、贈呈します。	0歳 保護者	こども支援課

施策３-６　仕事と子育ての両立の推進

【施策の展開】

仕事と子育ての両立を支援するため、国や県等の関係機関と連携しながら、企業における育児休業制度や短時間勤務制度の取得促進を図り、子育て世代にやさしい働き方の実現に向けた機運の醸成を図ります。

また、男女共同参画推進委員の活動を支援し、男性の家事や育児への参加促進と男女が互いに協力し、支え合う社会の実現に向けた啓発活動を行います。

【具体的な取組】

施策①：仕事と子育ての両立支援の推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
働きやすい職場づくり推進事業奨励金	市内事業所における仕事と子育ての両立支援等の取組を促進するため、ワークライフバランスや女性活躍推進、仕事と子育ての両立支援に関する取組を行っている企業等として国及び県の認定等を取得した事業者に奨励金を支給し、働きやすい職場環境づくりを推進します。	一般・その他	商工観光課
男性の育児休業取得促進事業補助金	仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整備するため、男性従業員が育児休業を取得した事業者に補助金を交付します。また、男性の育児参加を促進することで、女性の育児や家事の負担を軽減し、キャリアの形成を諦めることなく働き続けることができるよう、育児休業を取得した男性従業員に補助金を交付します。	一般・その他	商工観光課
男女共同参画社会の実現に向けた啓発	男女共同参画推進委員の活動を支援し、男女が互いに協力し、支え合う社会の実現に向けてセミナーや研修会等による啓発活動を行います。	一般・その他	企画情報課
企業における両立支援制度の啓発	企業における両立支援制度の充実や、職場における理解と協力のため、制度の啓発と周知を行います。	一般・その他	商工観光課

基本目標４　　こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

｜現状と課題｜

こどもの心身の健やかな成長と生きる力を育むためには、確かな学力の修得をはじめ、豊かな心と健やかな身体を育成することが重要です。

未来を担うこどもの豊かな学びと成長を支えるため、学校と地域、家庭が共通の目的をもって連携・協働する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進が求められており、地域に根ざした特色ある教育を展開する必要があります。

また、核家族化の進行や共働き家庭の増加により保護者がいない放課後等の時間にこどもが安心して過ごせる居場所の確保が求められています。本市では、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の質的向上や児童センターの運営、こども食堂等の活動支援に取り組んでおりますが、担い手の確保や児童センターの老朽化等の課題があり、引き続き、放課後等のこどもの居場所づくりの充実に向けた施策を推進する必要があります。

｜施策の展開方針｜

「地域とともにある学校づくり」をめざす学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を推進し、地域に根ざした特色ある教育を展開するとともに、地域や家庭、こどもの健全育成に携わる団体等と一体となって、こどものふるさとを思う心と社会に貢献していこうとする態度を育み、社会の諸課題の発見・解決等に取り組む人材を育成し、こどもの生きる力の育成を図ります。

また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて幼稚園等と小学校との連携を推進するとともに、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の質的向上や老朽化が進む児童センターの施設環境の改善に努めます。

さらに、親自身が周囲の様々な支援を受けながら、親として成長できるように親育ちの過程を支援するとともに、結婚を希望する男女の出会いを支援し、次代の親の育成を図ります。

■評価指標

目標指標	基準値（令和５年度）	目標値（令和 11 年度）
放課後児童支援員認定資格取得者数とその割合（４月１日現在）	48 人／52.2%	73 人／73.0%
放課後児童クラブの利用申込みをしながら何らかの理由で利用できなかった児童数（待機児童数）（５月１日現在）	６人	０人
こども食堂等の実施団体に対する支援件数	２件	７件

施策４－１　こどもの生きる力の育成

【施策の展開】

学校と地域・家庭が一体となって学校運営に参画し、よりよい教育の実現と地域の活性化を図る学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を推進するとともに、ふるさとキャリア教育、社会に学ぶ「14 歳の挑戦」事業及びスクールミーティングを推進し、ふるさとを思う心と社会に貢献していこうとする態度を育み、社会の諸課題の発見・解決等に取り組む力の育成を図ります。

また、全ての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、心の悩みを抱える小中学生を支援するほか、教育支援センターや不登校・ひきこもり支援に関する活動を行う団体等と連携を強化し、不登校・ひきこもり支援に関する相談支援体制の充実を図ります。

さらに、幼少期から多様なスポーツに親しむ機会を提供し、身体の健やかな育成を推進するとともに、国際姉妹都市との交流事業や国際交流員（ＣＩＲ）との交流等を通じて、幼少期から異文化に対する興味や親しみを醸成し、国際感覚を育みます。

【具体的な取組】

施策①：豊かな心の育成

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進	学校と地域・家庭が共通の目的をもって連携・協働する体制を整え、地域・家庭が一体となって積極的に学校運営に参画し、よりよい教育の実現と地域の活性化を図ります。	小学生～中学生 保護者 一般・その他	学校教育課
ふるさとキャリア教育の実施	地元で活躍する方の講演を通し、児童生徒が地域社会への理解を深め、自己の生き方を考えるとともに、ふるさとの課題を発見し、その解決のため自分にできることを考え行動する力の向上を目指します。	小学生～中学生	学校教育課
社会に学ぶ「14 歳の挑戦」事業	中学２年生を対象に、地域の事業所の協力のもと、職業体験を実施し、生徒の規範意識や社会性を高め、たくましく生きる力を身につけることを目指します。	中学生	学校教育課
スクールミーティング	中学生が市長との直接対話を通して、行政が身近なものであることを感じてもらうとともに、地域への理解を深め社会の諸課題の発見・解決、また、自分の将来の希望の実現について考えるきっかけづくりとなる機会を提供します。	中学生	学校教育課

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
不登校・ひきこもり支援ネットワークの形成（再掲）	不登校やひきこもりの児童生徒を支援する団体とネットワークを形成し、官民連携による支援体制の充実を図ります。	小学生～高校生 保護者	学校教育課 こども支援課
教育支援センター設置事業	相談員及び指導員を配置し、小中学校の不登校児童生徒に応じた生活習慣や社会性・学習指導を行うことにより、学校への復帰や社会的自立への支援を行います。また、発達障がいのある児童生徒の増加やコンピュータを使った表現活動を好む者等に対応するため、学習環境の整備と一人一人の実態に即した支援を行います。	小学生～中学生 保護者	学校教育課
校内教育支援センター設置事業	市内小学校に校内教育センターを設置し、教員免許を有する支援員が不登校児童の学習及び自立活動支援を行います。	小学生	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業	市内全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、悩みを抱える児童生徒と面談するなど、適切な支援やアドバイスを行います。	小学生～中学生 保護者	学校教育課
情報リテラシー教育、情報モラル教育の実施	インターネットによる被害を防止するため、児童生徒に注意喚起や情報モラル教育を行うとともに、教職員の研修や保護者へも危機管理意識の啓発を図ります。	小学生～中学生 保護者	学校教育課
こどもたちを有害環境から守るための取組の推進	社会環境の変化とともに変容する問題に対応し、こどもたちを有害環境から守るため、条例で規制対象となっている書店、コンビニエンスストア等に立入調査を行い、必要な指導を行います。	一般・その他	生涯学習 文化課
さわやか運動の実施	桜井高校生と小中学校、ＰＴＡ、警察及び地区公民館等で構成される青少年育成黒部市民会議が連携してあいさつ運動を行い、児童生徒の規範意識やマナーの向上を図ります。	小学生～高校生 保護者 一般・その他	生涯学習 文化課
善行青少年の表彰	学校や地域での活動が他の模範と認められる児童生徒を表彰し、青少年の健全育成を推進します。	小学生～中学生	生涯学習 文化課
少年少女活動実践意見発表大会の実施	清く明るい心を育てることを目的に、市内小中学生の体験や実践に基づく意見を発表する「少年少女活動実践意見発表大会」を開催します。	小学生～中学生	生涯学習 文化課
青少年育成市民啓発事業	青少年育成県民運動のより一層の浸透を図るため、啓発チラシ、ティッシュ等の配布による啓発活動を実施します。	一般・その他	生涯学習 文化課

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
こどもの成長に役立つ図書館活動の推進	次世代を担うこどもたちの豊かな感性を育むため、知的好奇心を刺激する資料展示を行います。また、複合施設の利点を活かして、ほがらか子育て支援センターで絵本の読み聞かせやおすすめ絵本の紹介を行い、本との出会いや絵本の魅力に触れる機会を提供します。さらに、小学校や放課後児童クラブへの本の配達と放課後児童クラブや保育所等での読み聞かせ会を行い、読書の魅力に触れる機会を創出します。	0歳～小学生	図書館

施策②：健やかな身体の育成

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
様々なスポーツ体験の提供と幼少期からの体力づくりの推進	黒部市体育協会等と連携しながら、小学生が多様なスポーツを体験し、スポーツの楽しさを普及する「ちびっこ・わんぱくスポーツ教室」の活動を支援します。また、幼少期からの運動習慣化を推進し、児童の体力と運動能力の向上を図ります。	4～5歳 小学生	スポーツ課
少年少女スポーツ育成事業	スポーツ少年団やクラブチーム等の活動の場の確保と運営を支援することにより、スポーツを通じた青少年の健全育成を推進します。	小学生～中学生	スポーツ課

施策③：国際交流の推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
国際交流員の派遣	保育所や幼稚園等に国際交流員（ＣＩＲ）を派遣し、外国の歌やダンス等を通して多様な文化に対する興味や親しみを持ってもらえる機会を提供します。	1～5歳	企画情報課
姉妹都市交流研修事業	姉妹都市のメーコン・ビブ郡（アメリカ）と生徒の相互派遣を行い、ホームステイ、学校訪問、交流活動、現地見学を通じた実践的な英語コミュニケーションを体験し、異文化に対する興味と理解を高めます。	中学生	学校教育課
国際友好都市マラソン大会派遣事業	国際友好都市である韓国三陟市で開催される「ファンヨンジョ国際マラソン大会」に選手(原則、中学生）を派遣し、異文化体験の機会を創出し、国際感覚の醸成に努めます。	中学生	スポーツ課

施策４－２　学校施設の環境整備

【施策の展開】

児童生徒の学習及び生活の場として、多様な学習形態に対応できる良好な環境を確保するため、学校施設の環境整備を適切に行います。

【具体的な取組】

施策①：　安全で豊かな学校施設の整備

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
多様な学習形態に対応した安全で安心な学校施設の整備	多様な学習形態に対応した学習環境の整備と安全で安心な学校施設の整備に向けた老朽化対策を推進します。	小学生～中学生 一般・その他	学校教育課

施策４－３　幼稚園等と小学校との連携

【施策の展開】

幼稚園・保育所等において、遊びを通したこどもの主体的な活動を促し、集団の中で一人一人の発達に応じた育ちを培います。

また、小学校における教育へ円滑に移行できるよう幼稚園・保育所等と小学校が連携を図ります。

【具体的な取組】

施策①：幼児教育と小学校教育の円滑な接続

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
幼保小の協働による架け橋期の教育の充実	架け橋期（５歳児から小学校１年生までの２年間）にある児童が、幼児教育で育まれた資質や能力を小学校での学習に円滑に接続し、生涯にわたる学びや生活の基盤を育むため、幼保小の教職員が協働してカリキュラムを作成し、連携しながら「架け橋期」の教育の充実を図ります。また、園児が小学生と一緒に学び、学習の楽しさを共有する取組等を推進し、スムーズな小学校への移行を図ります。	５歳～小学生	学校教育課 こども支援課

施策４－４　放課後や週末等の児童の居場所づくりの推進

【施策の展開】

地域において、こどもが安全に過ごすことができる放課後等の多様な居場所づくりを推進するとともに、こどもの健全育成を支える地域ボランティアや自治会等と連携して、児童センター、公民館、青少年教育施設、学校等の身近な地域資源を活用した児童の健全育成を推進します。

【具体的な取組】

施策①：放課後や週末等のこどもの居場所づくりの推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
児童センター事業	市内２か所（東部、中央）に児童センターを設置し、地域においてこどもが安全に過ごすことができる放課後の居場所を提供します。また、老朽化が進む施設環境の改善に努めます。	０歳～小学生 保護者	こども支援課
こども食堂等の活動支援	ひとり親や共働き家庭の孤食の解消と地域住民や支援団体等との交流の機会を促進するため、各種団体等が実施するこども食堂やフードパントリー等の活動を支援します。	０歳～高校生 保護者 一般・その他	福祉課 こども支援課
放課後児童クラブと放課後子ども教室等との事業連携の推進	保育の必要性の有無に関わらず、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施を推進し、放課後等における安全・安心な居場所の確保と多様な体験・活動を提供します。	小学生	こども支援課 他
とやまっ子さんさん広場推進事業	地域の力を生かした子育ての新たな支え合い事業として、地域住民等との協働により、放課後のこどもの居場所づくりを推進します。	小学生	こども支援課
放課後児童クラブ支援員サポート事業	放課後児童クラブの運営に携わる支援員等が各種研修に参加する機会を提供するほか、関係機関と連携した育成支援が実施できるようサポート体制を整備し、放課後における児童の健全育成を推進します。	一般・その他	こども支援課

施策②：様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
外遊びを通じた心身の健やかな育成	保育所や学校、家庭、地域において、外遊びの大切さを共通認識し、外遊び活動の実施団体等と連携した指導員の育成、豊かな自然及び既存施設等を活用した外遊び体験の機会の充実に努めます。	１歳～小学生	こども支援課
放課後子ども教室の開催	放課後や休日に小学生を対象とした「放課後子ども教室」を開催し、多様な地域人材の協力のもと、様々な体験活動を提供し、地域とのつながりを深めながら放課後等の児童の居場所を確保します。	小学生	生涯学習 文化課
児童クラブ活動の推進	年齢の異なる児童が地域活動や様々な遊びを通じた体験活動に参加し、自主性や協調性、社会性を育むことができるように児童クラブが実施する各種活動を支援します。	小学生	こども支援課
ボランティア団体等と連携した子育て支援の充実	地域において自発的な活動を実施しているボランティア団体や NPO 法人等と連携・協力して、子育て支援や児童の健全育成に関する多様な取組を推進します。	一般・その他	こども支援課

施策４－５　次代の親の育成

【施策の展開】

将来の親となる児童生徒が乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや子育ての喜びと大変さを感じる体験を通じて、子育ての楽しさやこどもを産み育てることの意義に関する理解を促進し、次代の親の育成に努めます。

【具体的な取組】

施策①：こどもを産み育てることの意義に関する教育等

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
乳幼児ふれあい体験	保育所等において、小・中・高校生が園児と交流し、こどもとふれあうことの楽しさや保育の仕事を体験することで、こどもを育てることの意義を学ぶ機会を提供します。また、子育て支援センターにおいて、中・高校生が乳幼児とその親と交流し、赤ちゃんの愛らしさや命の大切さ、子育ての喜びと大変さを実感する体験を通じて、子育てに対する理解の促進と地域における子育ての循環を図ります。	小学生～高校生 保護者 一般・その他	こども支援課 他

施策②：結婚を希望する男女の出会いの支援

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
独身男女出会いサポート事業	独身男女の結婚・妊娠・出産・育児等に関する希望をサポートするため、独身男女の出会いを創出するイベントの主催者を支援します。	一般・その他	地域協働課

基本目標５　　安全かつ安心して子育てができる生活環境の整備

｜現状と課題｜

近年、高齢者ドライバーによる交通事故が社会問題化しているほか、インターネットの普及を背景に、犯罪の広域化・複雑化が進み、加害者・被害者が低年齢化する傾向にあります。そのため、学校、地域、警察等の関係機関が一丸となって交通事故や犯罪の起こりにくい地域づくりが求められています。

また、安全かつ安心して子育てができる生活環境を実現するためには、安全な通学路の整備や冬期間の除雪対策の充実、妊産婦や乳幼児連れの方をはじめ、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進する必要があります。

アンケート調査では、こどもの遊び場の確保など充実した公園の整備を求める意見が寄せられており、老朽化が進む公園施設の整備・管理が課題となっています。

現在、本市の都市公園については、公園施設長寿命化計画等に基づく、老朽化した公園施設の計画的な改修・整備と適正な維持管理に努めているほか、ちびっこ広場や農村公園については、樹木の剪定や草刈り等の業務を地域住民との協働で実施しており、住民参加による公園管理を推進しています。

今後は、公園施設の老朽化が進む中、安全で安心して利用できる公園整備を進め、魅力の向上を図る必要があります。

｜施策の展開方針｜

こどもと子育て家庭が、安全かつ快適に暮らすことができるように道路、河川、住宅、公園等の都市基盤の整備を進めるほか、こどもが出かけやすい交通網の整備と除雪対応の強化を図り、暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、こどもが住み慣れた地域で安心して活動できるように地域、警察、各種団体等と連携した交通・防犯・消費生活の安全対策を推進し、こどもを事故やトラブルから守る安全な生活環境を整備します。

施策５－１　こどもの交通安全の確保

【施策の展開】

こどもに対する交通安全意識の啓発を行うとともに、交通安全教育指導者の育成を図るなど、地域や警察、各種団体等と連携しながら、こどもの交通安全の確保に努めます。

【具体的な取組】

施策①：交通安全意識の啓発

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
交通安全意識の啓発	交通安全運動週間、交通安全県民の日等に合わせて、交通安全運動出発式や各種キャンペーンを実施するほか、高齢者向け交通安全講習等を開催し、警察・交通安全協会等と連携しながら交通安全意識の向上を目指します。	一般・その他	市民環境課
交通安全教育指導者の育成	地域の交通安全意識の向上を図るために、適切な交通指導を行うとともに、指導者を養成・育成する研修会等を開催し、地域の交通安全啓発活動を担う人材を確保・育成します。	一般・その他	市民環境課

施策５－２　こどもを犯罪等の被害から守る

【施策の展開】

防犯等に関する情報提供や警察、防犯協会等の関係機関との連携、自主防犯活動の組織化、犯罪等の被害に遭ったこどもへの支援等により、こどもを犯罪等の被害から守るための取組を推進します。

【具体的な取組】

施策①：犯罪等に関する情報提供の推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
犯罪・不審者情報等に関する情報の配信・共有の推進	保護者等に対してこどもメール、あんしんメール、富山県警察安全情報ネット等を活用した犯罪・不審者情報等を迅速に提供するほか、保育所、学校、地域等と警察、防犯協会、各防犯パトロール隊等の関係機関が連携・協力し、こどもを犯罪等の被害から守ります。	一般・その他	市民環境課 他

施策②：犯罪・事故等の被害からこどもを守るための取組の推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
防犯ブザーの配布と安全パトロール隊の活動支援	全ての小学１年生に防犯ブザーを配布するとともに、学校において登下校時における緊急時の対処方法を指導します。また、地域の安全パトロール隊の活動を支援し、児童生徒の安全確保と危機回避に努めます。	小学生～中学生	学校教育課
自主防犯組織の育成	警察、防犯協会等、地区と連携しながら、地域における自主防犯組織の育成と防犯活動を支援し、犯罪の抑止に努めます。	一般・その他	市民環境課他
こども 110 番の家の周知・拡充	防犯協会や各地区ＰＴＡなどと連携し、「こども 110 番の家」※の設置箇所の周知・拡充に努めます。 ※こども 110 番の家：不審者に声を掛けられるなど緊急時に避難できる場所として指定されている民家や事業所。助けを求めてきたこどもを一時的に保護し、警察等に通報します。	一般・その他	市民環境課
防犯灯の設置	犯罪等を抑止するため、地域の要望等を踏まえながら、適切な場所にＬＥＤ防犯灯を設置し、犯罪の抑止や通行の安全を確保します。	一般・その他	市民環境課
防犯カメラの設置	こどもや女性に対する声掛けや自転車の盗難、車上狙い等を抑止するため、不特定多数の往来が認められる効果的な箇所に防犯カメラを設置し、犯罪の未然防止と安全安心の確保を図ります。	一般・その他	市民環境課

施策③：犯罪等の被害に遭ったこどもの保護の推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
犯罪等の被害に遭ったこどもの保護の推進	県や児童相談所、警察、とやま被害者支援センター等の関係機関と連携しながら、犯罪等の被害に遭ったこどもの相談に対応します。	０歳～高校生 保護者 一般・その他	市民環境課

施策５－３　安全な道路交通環境の整備

【施策の展開】

安心安全な生活環境を確保するため、舗装改修・路肩改良、用水の暗渠化、遮断機のない踏切の解消及び冬期間の除雪対策の充実等により、安全な道路交通環境の整備を推進します。

【具体的な取組】

施策①：安全な通学路の整備

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
通学道路の優先改良工事	道路の舗装改修、路肩改良及び側溝の暗渠化を行うなど、通学路の安全の確保に努めます。	一般・その他	道路河川課

施策②：踏切の安全確保

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
遮断機のない踏切の解消	遮断機を設置していない踏切を解消するため、鉄道事業者等の関係機関と協議を行い、安全の確保に努めます。	一般・その他	道路河川課

施策③：冬期間の除雪対策

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
冬期間の除雪対策	通園、通学路を重点に、国・県・市が一体となって歩道除雪を行います。また、地域ぐるみで除排雪活動を推進するため、各地区に小型除雪機械を配備し、こども等が通行しやすい環境を整備します。	一般・その他	道路河川課

施策５-４　ユニバーサルデザインのまちづくり

【施策の展開】

道路や公園、公共交通機関、公的建築物等における段差の解消等のバリアフリー化に努め、妊産婦や乳幼児連れの方をはじめ、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

また、公共施設等の利用に当たり、乳幼児や障がい児を連れた子育て家庭に対して子育てや障がいに対する理解を促進し、必要に応じて合理的な配慮が提供されるよう心のバリアフリー意識の醸成を図ります。

【具体的な取組】

施策①：公共施設のバリアフリー化推進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
歩道等のバリアフリー化	新設の道路や道路の改修に合わせて歩道等の段差解消を進め、妊産婦、乳幼児やその保護者等が移動しやすい歩道等の整備を進めます。	一般・その他	道路河川課 街路公園課
子育て世代に優しい公共施設等の環境整備	「バリアフリー新法」や「富山県民福祉条例」等に基づき、妊産婦や子育て中の親子が利用しやすい公共施設を整備します。また、公共施設等の利用に当たり、乳幼児や障がい児を連れた子育て家庭に対して子育てや障がいに対する理解を促進し、必要に応じて合理的な配慮が提供されるよう子育てに関する心のバリアフリーを推進します。	一般・その他	こども支援課 他

施策５－５　公園の整備

【施策の展開】

老朽化した公園施設の計画的な改修等を行い、安全で安心して利用できる魅力的な公園づくりを推進します。

また、地域住民との協働による公園管理を推進し、適正な維持管理を行うほか、災害時には緊急避難場所として活用できる公園の整備・活用を図ります。

【具体的な取組】

施策①：公園整備の促進

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
安全で快適な公園の整備	指定管理制度を導入するなど、こどもが安心して遊べる都市公園の管理と魅力の向上に努めます。	一般・その他	街路公園課
地域住民の参加による公園管理	各種公園やちびっこ広場等でこどもが安全に遊べるように、遊具等の点検・修繕・改修・撤去を行うとともに、地域住民の参加と協力による草刈り等の維持管理を行います。	一般・その他	街路公園課 農林整備課 こども支援課
災害時の避難所機能を備えた公園の整備・活用	防災機能を備えた公園として整備を行った石田近隣公園の活用を図ります。	一般・その他	街路公園課

施策５-６　良質な住宅の確保

【施策の展開】

子育て家庭や次代を担う若い世代が安定した生活が送れるよう良質な住宅の確保を支援するとともに、居住支援補助による移住定住を促進します。

【具体的な取組】

施策①：ファミリー向け賃貸住宅の供給支援

事　業	事業内容	対象者区分	担当課
住宅確保に関する情報提供	市営住宅や空き家バンクの情報提供並びに不動産事業者団体の紹介を行い、子育て世代等の住居確保を支援します。	一般・その他	都市計画課
移住促進賃貸住宅居住支援補助	若年・子育て世帯の賃貸住宅にかかる費用の一部を補助し、移住・定住人口の増加を促進します。	保護者 一般・その他	都市計画課

第５章　　計画の推進

1 計画の推進体制

本計画においては、こども・子育て関連部署のみならず、幼児期の学校教育、保育及びこども・子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなど、推進体制を強化し、計画の着実な実施及び推進を図ります。

2 関係機関との連携強化

全ての家庭を対象としたこども・子育て支援施策を総合的に行うためには、市庁内の推進だけでなく、地域の関係団体（自治振興会、地区社会福祉協議会等）や関係機関（児童相談所、厚生センター、教育・保育機関、警察、民間支援団体）等との協働が不可欠です。

本計画の推進に当たっては、市内で多様な支援活動を展開している市民団体等で構成する子育て支援ネットワークとの連携を強化し、重層的かつ包括的に施策を展開します。

3 進捗状況の管理

本計画に基づく事業を着実に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に点検・評価し、施策の内容に反映していくことが必要です。

計画における各施策・事業の進捗状況については、黒部市子ども・子育て会議において報告し、点検・評価します。

また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要）とその提供体制（供給）については、状況に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1 黒部市子ども･子育て会議 委員名簿

No.	所　　属	氏　名	備　考
1	さくら幼稚園 PTA	松木　理絵	
2	黒部市民間保育連盟	笠木　玲子	
3	黒部市小学校長会	藤田　美智子	
4	黒部市保育研究会	立石　さおり	
5	さくら幼稚園	廣田　香絵	
6	黒部市自治振興会連絡協議会	谷島　傅俊	会長
7	黒部市民生委員児童委員協議会	藤澤　義信	副会長
8	公募委員	森下　吉光	
9	公募委員	篠﨑　絵美	
10	黒部市教育部長	藤田　信幸	
11	黒部市市民福祉部長	島田　恭宏	

2 黒部市子ども･子育て会議 設置要綱

黒部市子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第１条　子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者から広く意見を聴取し、子どもや子育て家庭の状況及びニーズに応じた子ども・子育て支援施策を実施するため、黒部市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　会議は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

(1) 黒部市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。

(2) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

(3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(4) 黒部市次世代育成支援行動計画の評価に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援事業関係者及び学識経験者

(3) 地域活動団体から推薦を受けた者

(4) 公募による者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　会議に会長及び副会長を各１人置く。

２　会長は、委員の互選により選任し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

３　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（検討部会）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、検討部会を設けることができる。

（庶務）

第８条　会議及び検討部会の庶務は、市民福祉部こども支援課において処理する。

（令３告示 39・一部改正）

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、会議及び検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成 25 年９月 10 日から施行する。

（招集の特例）

２　最初に招集される会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（令和３年３月 31 日告示第 39 号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。